

**亀山市子育て応援プラン後期計画**  
**(亀山市次世代育成支援行動計画)**

平成22年3月  
三重県亀山市

---

# 目 次

---

<b>第1部</b>	<b>総論</b>	<b>1</b>
<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>2</b>
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格・位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画の策定方法	3
5	前期計画（平成17年3月策定）における特定14事業の評価	4
<b>第2章</b>	<b>亀山市の子育てに関する現状と課題</b>	<b>6</b>
1	人口・世帯の状況	6
2	人口動態の状況	10
3	就労の状況	13
4	園児・児童・生徒数の状況	15
5	アンケートにみる市民意識	17
6	本市の現状から見た課題	24
<b>第3章</b>	<b>計画の基本理念等</b>	<b>26</b>
1	基本理念	26
2	基本的な視点	27
3	基本目標	28
4	施策体系図	30
<b>第2部</b>	<b>各論</b>	<b>31</b>
<b>第1章</b>	<b>施策目標と施策の方向性</b>	<b>32</b>
1	すべての子育てを支援する仕組みづくり	32
2	健やかに生み育てる環境づくり	39
3	次代を担う心身ともにたくましい人づくり	47
4	仕事と子育てを両立させる社会づくり	57
5	子どもが安全に育つ安心なまちづくり	63
<b>第2章</b>	<b>特定12事業の目標事業量</b>	<b>69</b>
<b>第3章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>70</b>
<b>資料編</b>		<b>71</b>
1	前期計画期間中の子どもと子育て家庭を取り巻く主な国の動き	72
2	特定12事業の用語解説	74
3	亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会委員名簿	75
4	亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会要綱	76

# 第 1 部 総論

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、少子化社会に対応するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代育成支援を推進することになりました。

こうした中であって、平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率1.26と過去最低を記録するなど、少子化は急速に進行しています。

多くの人が「結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたい」と希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでいることが考えられます。希望する人が結婚や出産を実現できる環境を整備することが、少子化対策として重要となっています。

このような状況を踏まえ、国は平成19年に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章・仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を相次いで発表し、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標を示しました。

また、平成20年5月に策定された社会保障審議会少子化対策特別部会の「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」でも、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡充を図ることとしています。そのために希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方を示しています。この考え方に基づき「新待機児童ゼロ作戦」、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」など新たな取り組みもスタートしています。

本市においては、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として、「亀山市子育て応援プラン」（平成17年度～21年度）を策定し、計画に基づく具体的な施策を実施してきました。

「亀山市子育て応援プラン」を策定してから5年、経済状況の悪化にともなう社会不安など、子どもを取り巻く社会状況の変化によるニーズの複雑化と増大への対応が求められています。

また、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」にて示された少子化対策の2つの方向性、“仕事と生活の調和の実現”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”を車の両輪とした新たな対策を求められていること、さらに、児童福祉法等の一部を改正する法律により、次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、「亀山市子育て応援プラン」を見直し、これからの5年間の計画的な取組みを示すため、「亀山市子育て応援プラン」後期計画を策定しました。

## 2 計画の性格・位置づけ

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく亀山市の行動計画であり、平成 17 年 3 月作成の「亀山市子育て応援プラン」（亀山市次世代育成支援行動計画（以下「前期計画」という。））に続く「後期計画」として策定しています。

「後期計画」は、「前期計画」の取り組みについて評価・検証をした上で、亀山市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で策定しています。

なお、本計画の施策体系は、国の策定指針に基づいて策定しています。また、亀山市の施策を総合的・一体的に進めるため、市の上位計画である「亀山市総合計画」の部門別の個別計画として、関連計画とも整合性を保ちながら策定しています。

## 3 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した前期計画に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画期間とします。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画					本計画期間				
					見直し	後期計画			

## 4 計画の策定方法

### （1）アンケート調査による市民の意見の把握

計画策定に先立ち、保育ニーズや亀山市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

### （2）前期計画の実施状況の評価及び庁内ヒアリング

前期計画の各施策の進捗状況把握を行い、関係室へのヒアリング等を実施しました。

(3) 亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会による審議

計画の策定にあたっては、「亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会」を設置し、全市的な視野で計画内容を総合的に検討しました。

5 前期計画（平成17年3月策定）における特定14事業の評価

(1) 前期計画で実施する事業について

	事業	目標値	実績値	達成度
1	通常保育事業	設置か所 13 定員数 925人	13か所 925人	目標どおり実施
2	延長保育事業	設置か所 5 定員数 25人	4か所 21人 延 845人	設置か所数達成度 80%
3	一時保育事業	設置か所 3 定員数 15人	2か所 実利用者 50人	設置か所数達成度 66%
4	放課後児童健全育成事業	設置か所 6 定員数 210人	6か所 220人	目標どおり実施
5	地域子育て支援センター事業	設置か所 3	4か所	目標どおり実施

(2) 前期計画で検討する事業について

	事業	目標値	実績	達成度
6	休日保育事業	今後5年間で検討	—	未実施。今後検討予定
7	ファミリーサポートセンター事業	今後5年間で検討	1か所	平成18年4月設立

(3) 後期計画で検討する事業について

	事業	目標値	実績	達成度
8	夜間保育事業	後期計画で検討	—	—
9	特定保育事業	後期計画で検討	—	—
10	病後児保育事業 (派遣型)	後期計画で検討	—	—
11	病後児保育事業 (施設型)	後期計画で検討	—	—
12	ショートステイ事業	後期計画で検討	委託施設数 8	平成 17 年度より市外の施設に委託し実施
13	トワイライトステイ事業	後期計画で検討	—	—
14	つどいの広場事業	後期計画で検討	市内8か所で開催 実施回数 48回 参加者 子ども172人 保護者143人 ボランティア 129人	平成 17 年度より実施

なお、特定 14 事業以外の事業の評価は、第 2 部第 1 章の各施策目標における「現状と課題」を参照のこと。

## 第2章 亀山市の子育てに関する現状と課題

第2章の図及び表の統計データは、平成16年までは旧亀山市と旧関町の数値を合算しています。

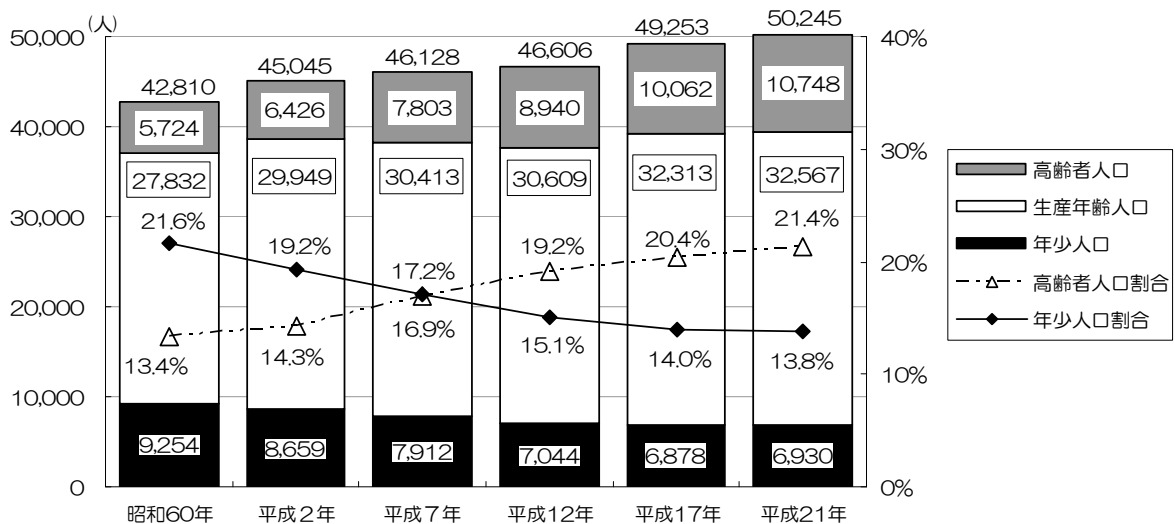
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

亀山市の総人口は増加を続けていますが、平成7年から平成17年までの国勢調査の結果を年齢3区分別にみると、平成7年には総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は17.2%、高齢者人口（65歳以上）の割合は16.9%であったものが、それ以降は高齢者人口が年少人口を上回っており、10年間で年少人口は14.0%まで下降し、高齢者人口は20.4%まで上昇しています。

また、平成21年4月1日時点の総人口（住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計）は50,245人と50,000人を超えましたが、年少人口の下降、高齢者人口の上昇は依然として続いており、本市においても少子高齢化が進んでいることがわかります（図1）。

■総人口・年齢3区分別人口の推移（図1）



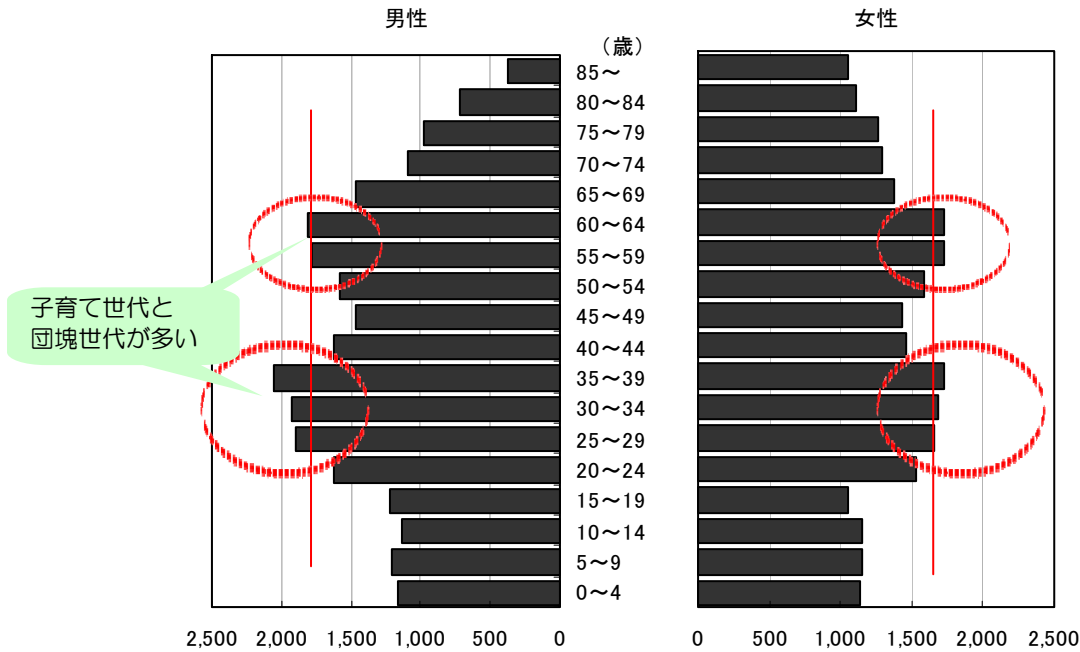
資料：国勢調査、平成21年のみは住民基本台帳（4月1日）

※総人口には年齢不詳が含まれています。



平成 21 年 4 月 1 日現在の人口構成（人口ピラミッド）をみると、25～39 歳の子育て世代が最も多く、次いで団塊世代を中心とした 55～64 歳が多くなっています（図 2）。

■人口ピラミッド（図 2）

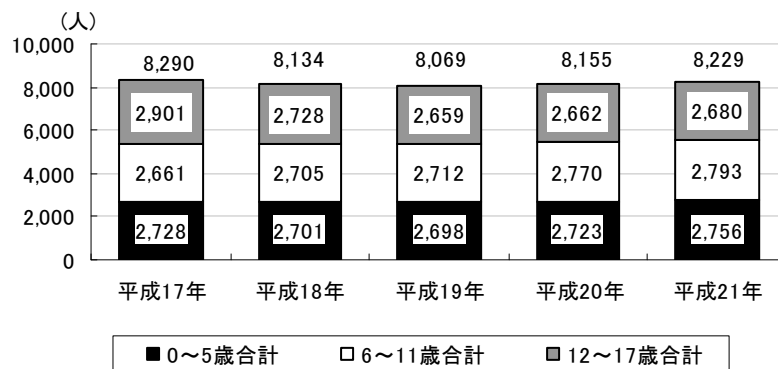


資料：住民基本台帳（平成 21 年 4 月 1 日現在）

18 歳未満の児童人口全体をみると、平成 19 年までは減少、それ以降は増加に転じ、平成 26 年まで増加傾向が続くと予測されます（図 3、図 4）。

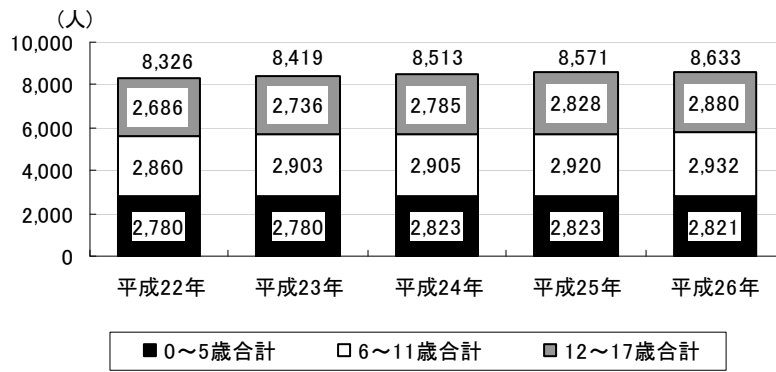
前期計画期間の平成 17 年から平成 21 年までの 5 年間の推移をみると、0～5 歳、6～11 歳は増加していますが、12～17 歳は減少しています（図 3）。後期計画期間である平成 22 年から平成 26 年までの児童人口の推計をみると、6～11 歳、12～17 歳は増加傾向が続きますが、0～5 歳は平成 24 年あたりから増加が止まることが予測されます（図 4）。

■児童人口（0～17 歳）の推移（図 3）



資料：住民基本台帳等（各年 4 月 1 日現在）

■児童人口（0～17歳）の推計（図4）



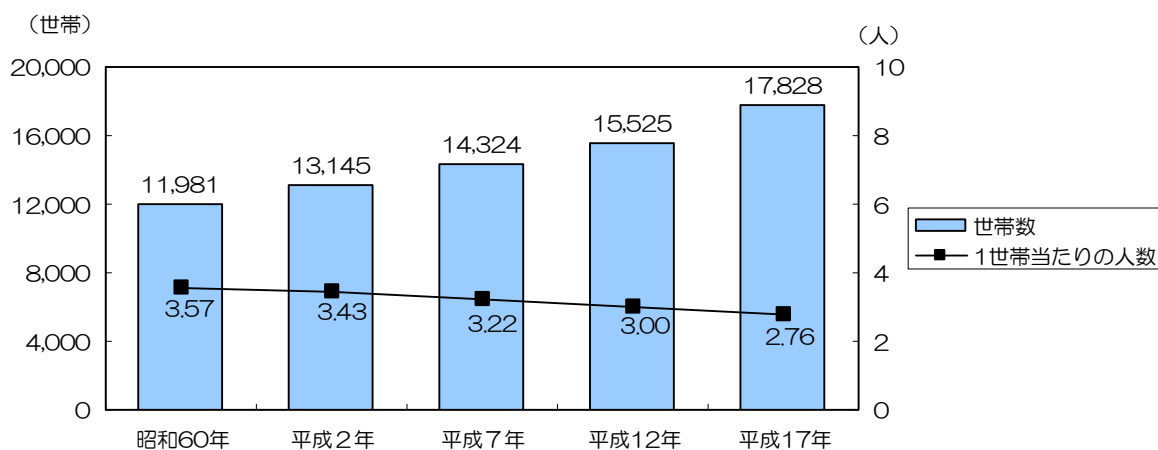
※住民基本台帳等をもとに、コーホート変化率法により推計

## (2) 世帯の状況

総世帯数については、年々増加する傾向にあり、平成17年には1万7千世帯を超えています。昭和60年と比較して、平成17年には5,000世帯以上の増加となっています。一方、1世帯当たりの人数については減少傾向が続いており、平成17年には2.76人と3.00人を割り込み（図5）、単独世帯と核家族世帯が増加しています（表1）。

ひとり親世帯は全国的に増加していますが、本市においても増加し続けています（表2）。

### ■総世帯数と1世帯当たりの人員の推移（図5）



資料：国勢調査

### ■家族類型別一般世帯数の推移（表1）

単位：世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数	11,947	13,097	14,311	15,440	17,810
単独世帯（一人暮らし世帯）	1,588	2,086	2,589	3,166	4,709
核家族世帯（夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子ども）	6,459	7,167	8,022	8,893	9,849
その他の世帯	3,900	3,844	3,700	3,381	3,252

資料：国勢調査

### ■ひとり親世帯数（表2）

単位：世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	106	106	88	130	189
父子世帯	25	22	23	18	28
合計	131	128	111	148	217

資料：国勢調査

## 2 人口動態の状況

### (1) 自然動態・社会動態

平成16年から20年までの5年間の自然動態をみると、出生数、死亡数ともに400人台で推移していますが、近年、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあります。平成20年は71人の自然減となっています(表3)。

一方、社会動態をみると、近年では、転入者数は3,000人台、転出者数は2,500人台で、各年とも転入者数が転出者数を上回っており、年によりばらつきはあるものの社会増が続いています。本市の総人口が増加を続けている要因は、転入者人口の増加によります(表3)。

■自然動態と社会動態の推移(表3)

単位：人

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
自然動態	出生数	420	426	452	443	410
	死亡数	386	433	404	433	481
	人口増減	34	-7	48	10	-71
社会動態	転入者数	2,814	2,651	2,597	3,315	3,185
	転出者数	2,304	2,374	2,544	2,566	2,687
	人口増減	510	277	53	749	498

資料：県統計室「月別人口調査」

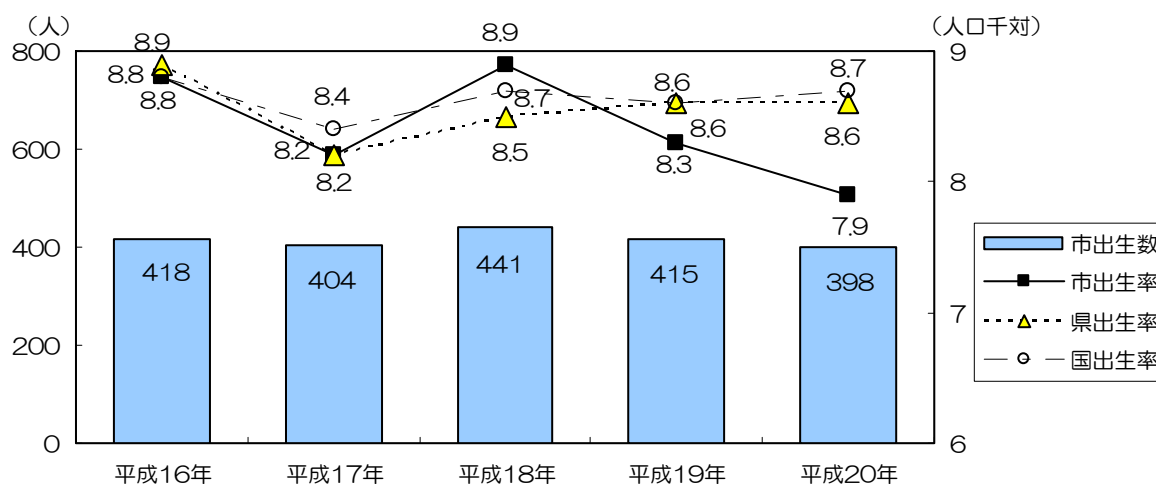
※各年は前年10月1日～当年9月30日までの人数を示す。

### (2) 出生数・出生率・死亡率

出生率については、平成18年以降下降しており、全国や県平均より下回っています。平成20年には7.9と初めて8.0を割り込んでいます(図6)。

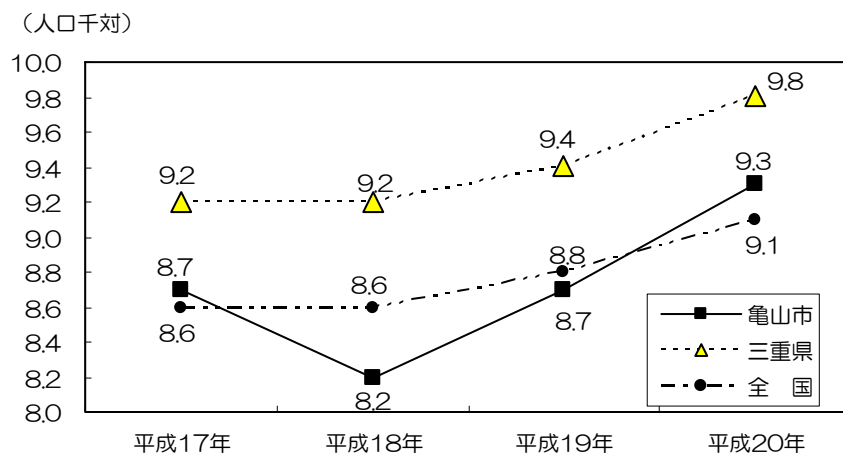
また、死亡率については、平成18年以降上昇しており、平成20年には9.3となり、県平均よりは低いものの全国平均を上回っています(図7)。

■出生数・出生率の推移(図6)



資料：衛生統計年表

■死亡率の推移（図7）

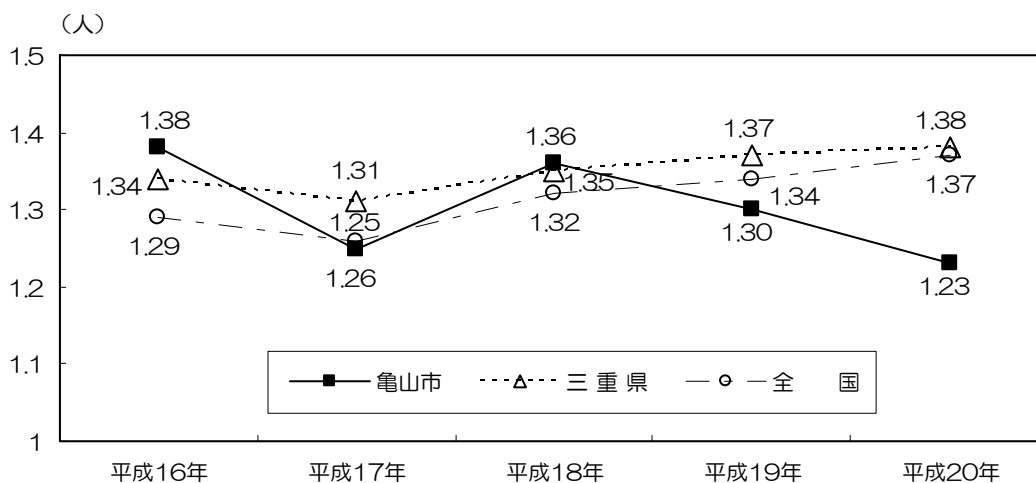


資料：衛生統計年表

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年、全国や県平均では上昇してきていますが、亀山市では平成18年の1.36以降は下降傾向が見られ、全国や県平均より下回っています。特に平成20年は1.23まで落ち込んでいます。

■合計特殊出生率の推移（図8）



資料：衛生統計年表

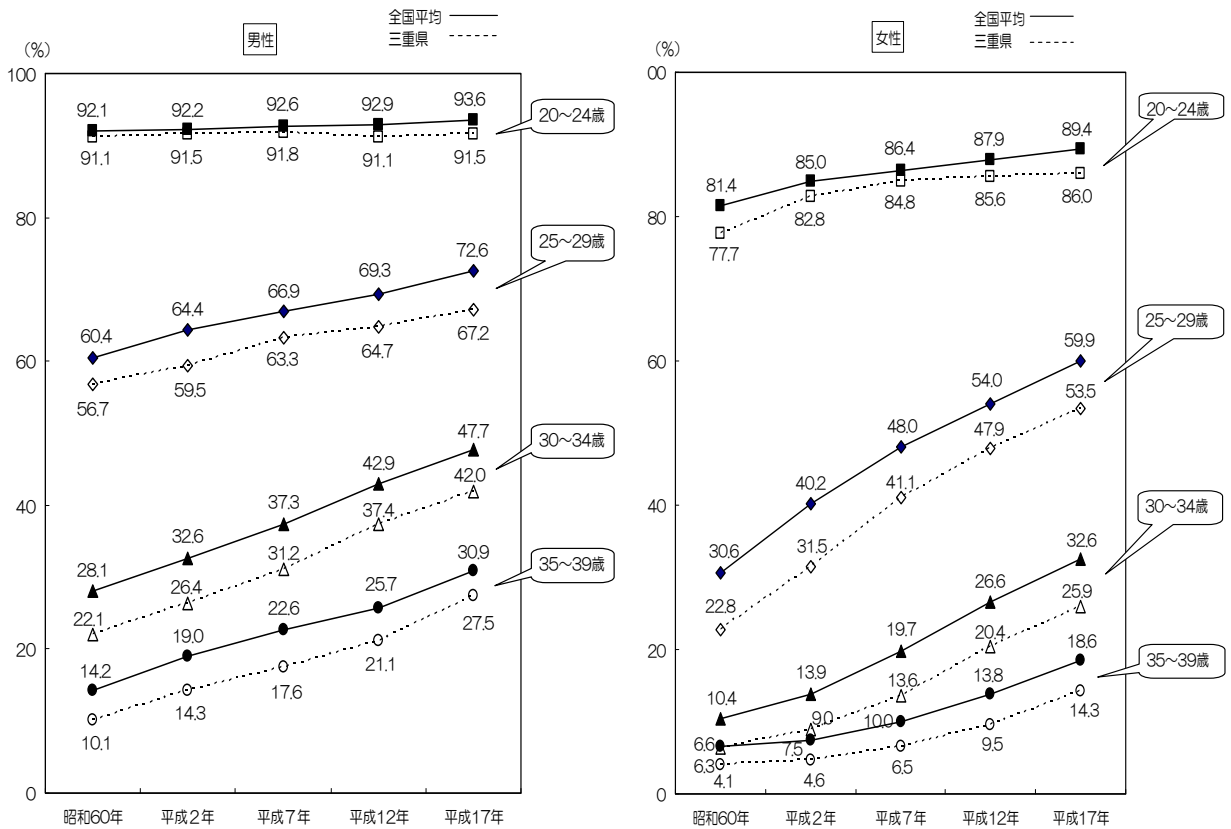
※合計特殊出生率：一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数。一般的にこの数値が2.08ないと人口の維持ができない（減少する）とされています。

(4) 未婚率の推移

全国的に未婚率が上昇しており、特に男性では30～39歳、女性では25～34歳の未婚率の上昇が顕著です。三重県は全国平均に比べてやや下回るものの同様の傾向を示しています。

平成17年の国勢調査では、男性の30～34歳は47.7%が未婚、女性の25～29歳は59.9%が未婚となっています。（図9）

■未婚率の推移(図9)

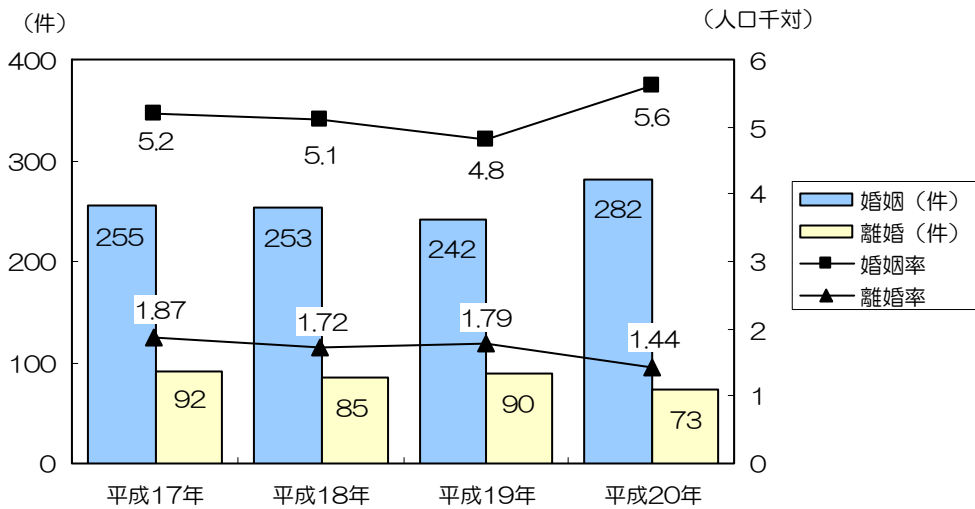


資料：国勢調査

(5) 婚姻・離婚数及び婚姻・離婚率の推移

本市の婚姻・離婚の状況を見ると、平成20年は婚姻率が上昇し、離婚率が減少しています(図10)。(参考：平成19年全国平均の婚姻率5.7、離婚率2.02)

■婚姻・離婚数及び婚姻・離婚率の推移(図10)



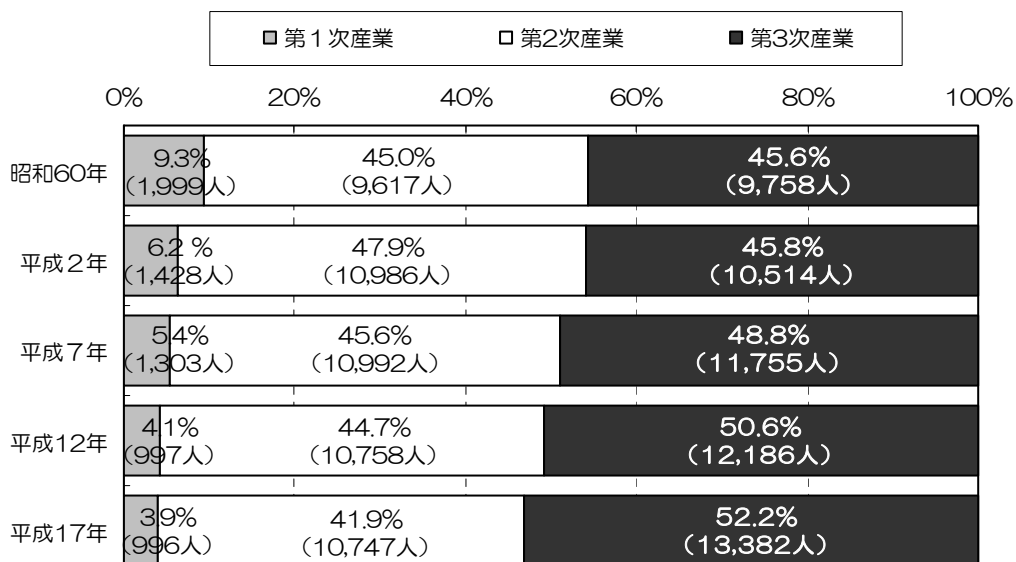
資料：三重県健康福祉部

### 3 就労の状況

#### (1) 産業別就業者の状況

第3次産業の就業者が最も多く、さらに増加傾向にあります。第1次産業は減少し続けており、昭和60年から平成17年までの20年間で従事者は半減しています。(図11)

■産業別就業者数の状況 (図11)



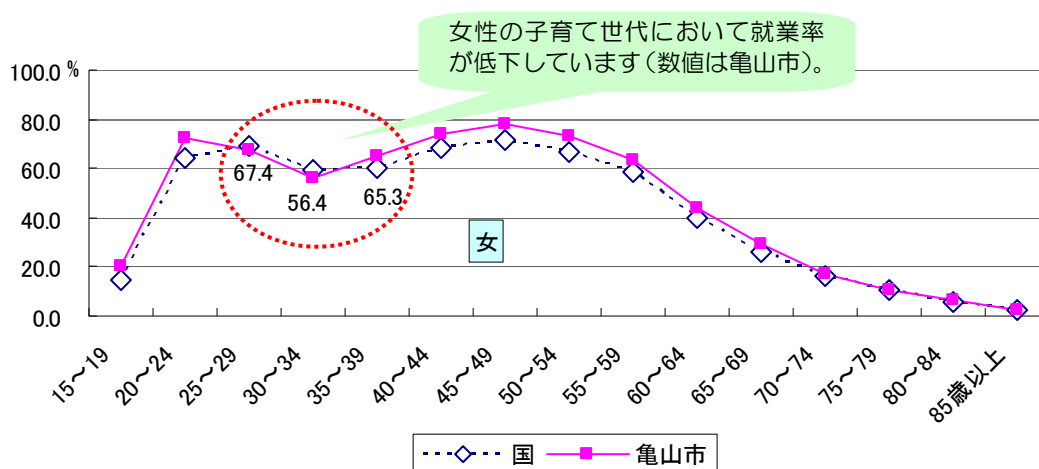
資料：平成17年国勢調査

※「分類不能の産業」を除いているため、合計が100%にならない場合がある。

#### (2) 女性の就業率

また、女性の年齢別就業率は30代が最も低くなるM字カーブを描いており、25~34歳では、国と比較しても就業率が低くなっています(図12)。

■年齢別女性就業率の状況 (図12)



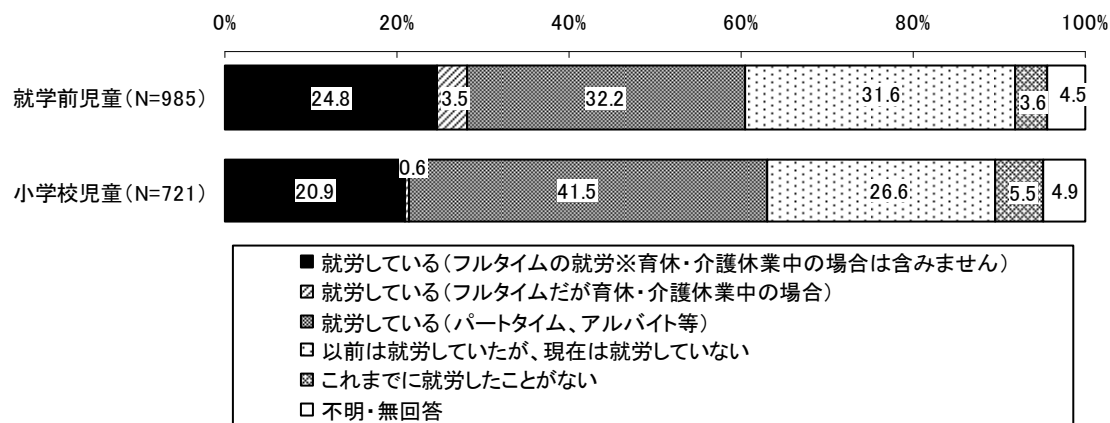
資料：平成17年国勢調査

### (3) 母親の就労状況

アンケート結果では、子育て世帯の母親の就労状況は、「フルタイム(育休・介護休業中を含む)」、「パートタイム、アルバイト等」を合わせると、就学前児童で60.5%、小学校児童で63.0%となり、子を持つ6割以上の母親が就労していると回答しています(図13-1)。

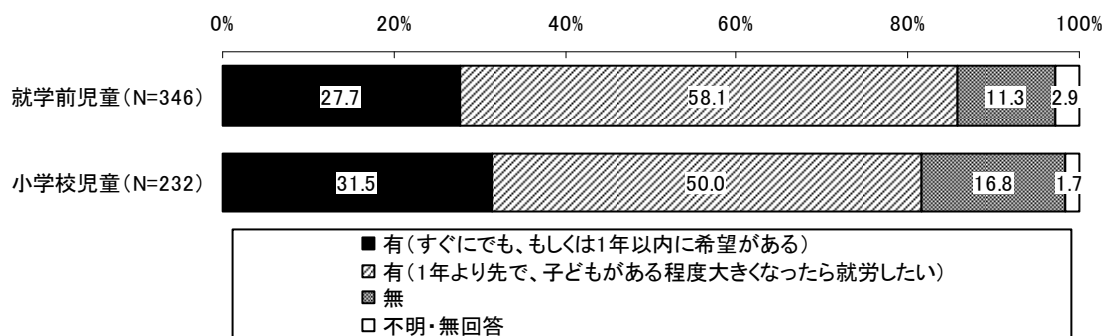
また、就労していない母親のうち、就労希望がある母親は、就学前児童で85.8%、就学児童で81.5%となっています(図13-2)。

#### ■母親の就労状況 (図13-1)



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

#### ■母親の就労希望 (図13-2)

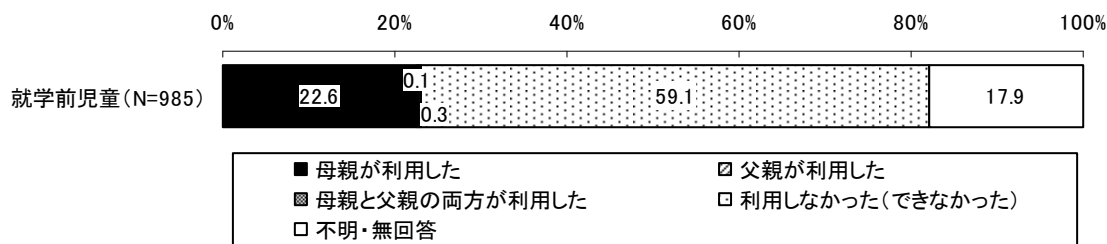


資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

### (4) 育児休業制度の利用状況

アンケート結果では、育児休業制度を利用した人は、「母親」、「父親」、「母親と父親両方」を合わせると23.0%となり、「利用しなかった(できなかった)」とする人は6割近くいます(図14)。

#### ■育児休業制度の利用状況 (図14)



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査



## 4 園児・児童・生徒数の状況

### (1) 保育所の状況

本市の保育所数は、公立9か所、私立4か所で前期計画策定時と同じです。公立保育所の入所児童総数は、平成17年以降減少傾向が続いており、平成21年は増加に転じましたが、平成17年からは20人の減少となっています。私立保育所の入所児童総数は変動が少なく、280人前後で推移しています。公立・私立ともに1～2歳児は増加傾向、3～5歳児は減少傾向がみられます。また、広域入所数については、そのほとんどが鈴鹿市ですが、平成18～20年は40人前後でしたが、平成21年は30人と減少しています。平成20年より待機児童がでており、平成21年4月1日現在で31名います。

#### ■公立保育所の状況

各年4月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	9	9	9	9	9
入所児童総数(人)	638	620	590	596	618
乳児(人)	10	8	9	12	6
1～2歳児(人)	145	139	152	150	185
3～5歳児(人)	483	473	429	434	427

資料：地域福祉室

#### ■私立保育所の状況

各年4月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	4	4	4	4	4
入所児童総数(人)	281	279	282	278	284
乳児(人)	2	3	7	2	5
1～2歳児(人)	75	77	72	76	97
3～5歳児(人)	204	199	203	200	182

資料：地域福祉室

#### ■広域入所の状況

各年4月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
津市(人)	2	2	2	2	0
鈴鹿市(人)	19	36	35	39	29
四日市市(人)	1	3	2	1	1

資料：地域福祉室

#### ■待機児童の状況

各年4月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
待機児童総数(人)	0	0	0	15	31

資料：地域福祉室

## (2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園数は、公立5か所、私立1か所で前期計画策定時と同じです。公立幼稚園の園児総数は平成20年までは増加傾向にありましたが、平成21年にはやや減少しています。私立幼稚園の園児総数は増加傾向が続いています。

### ■公立幼稚園の状況

各年5月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	5	5	5	5	5
園児総数(人)	366	372	394	400	392
3歳児(人)	97	91	118	117	121
4歳児(人)	125	138	130	145	131
5歳児(人)	144	143	146	138	140

資料：学校教育室

### ■私立幼稚園の状況

各年5月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	1	1	1	1	1
園児総数(人)	262	259	261	277	297
3歳児(人)	85	75	88	99	89
4歳児(人)	97	94	86	96	110
5歳児(人)	80	90	87	82	98

資料：教育総務室

## (3) 小学校・中学校の状況

小学校、中学校は公立のみで、小学校の児童総数は平成17年以降増加傾向が続いており、中学校の生徒総数は、平成18年までは減少傾向、平成18年以降は増加傾向に転じています。

### ■小学校・中学校の状況

各年5月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	小学校数(か所)	11	11	11	11
	児童総数(人)	2,622	2,663	2,679	2,707
中学校	中学校数(か所)	3	3	3	3
	生徒総数(人)	1,191	1,172	1,173	1,205

資料：学校教育室

## 5 アンケートにみる市民意識

### (1) ニーズ調査の概要

#### ①調査の目的

平成 21 年度に「亀山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するにあたって、市民の保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施。

#### ②調査の概要

- ・ 調査地域 : 亀山市全域
- ・ 調査対象者 : 亀山市在住の「未就学児」をお持ちの保護者（就学前児童調査）  
亀山市在住の「小学生」をお持ちの保護者（小学校児童調査）
- ・ 調査時期 : 平成 21 年 7 月
- ・ 調査方法 : 保育園・小学校を通じた配布・回収  
幼稚園に通園している児童は幼稚園を通じた配布・郵送回収

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,449	985	68.0%
小学校児童調査	2,161	721	33.4%

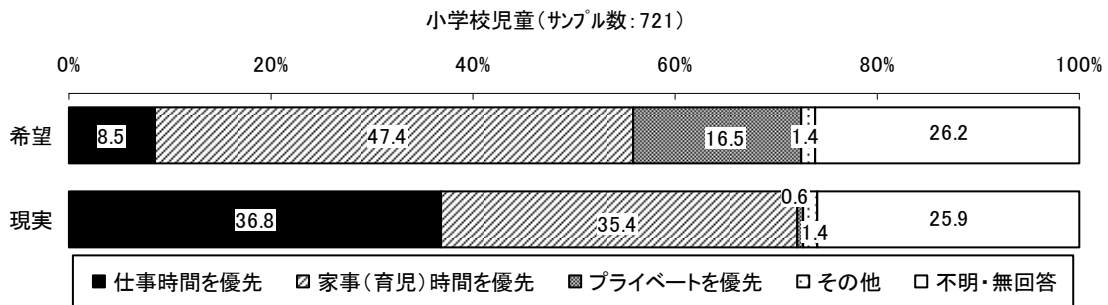
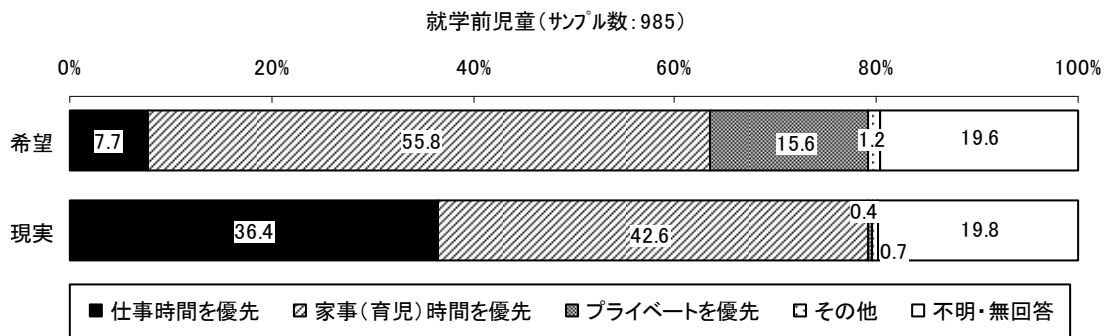
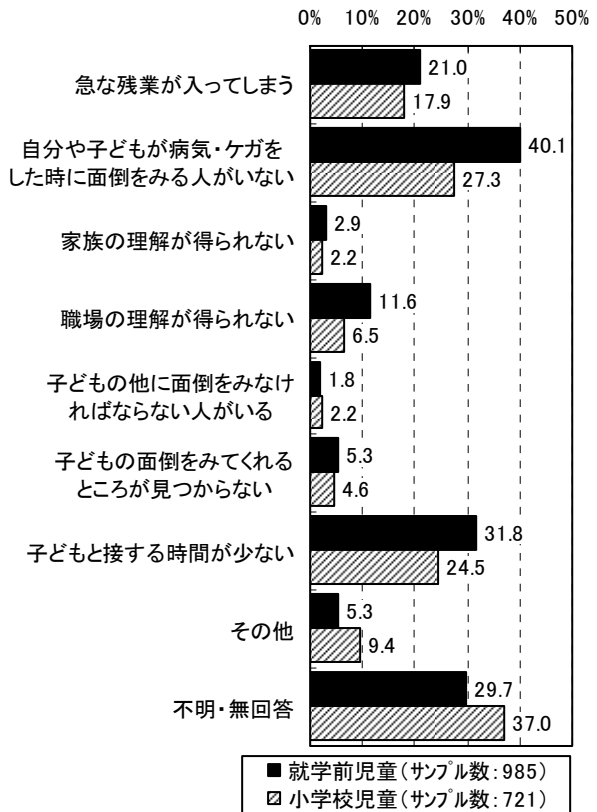
## (2) 仕事と子育てについて

### ①子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

子育てと仕事を両立させるうえで大変だと感じることは、就学前児童、小学校児童ともに「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」となっています。

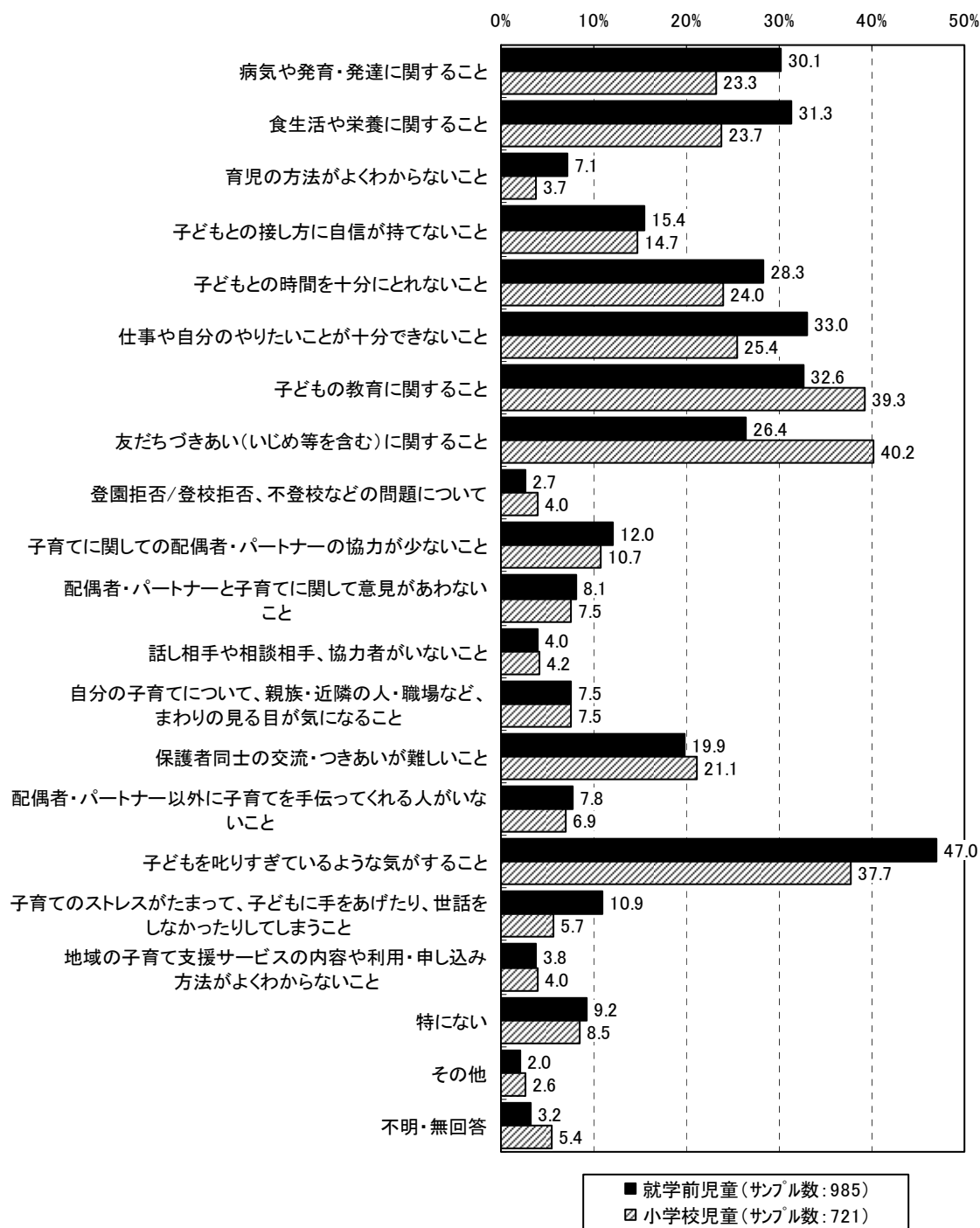
### ②「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度の「希望」と「現実」について（単数回答）

就学前児童、小学校児童ともに、「現実」では「仕事時間を優先」、「希望」では「家事（育児）時間を優先」と「プライベートを優先」の割合が高くなっています。



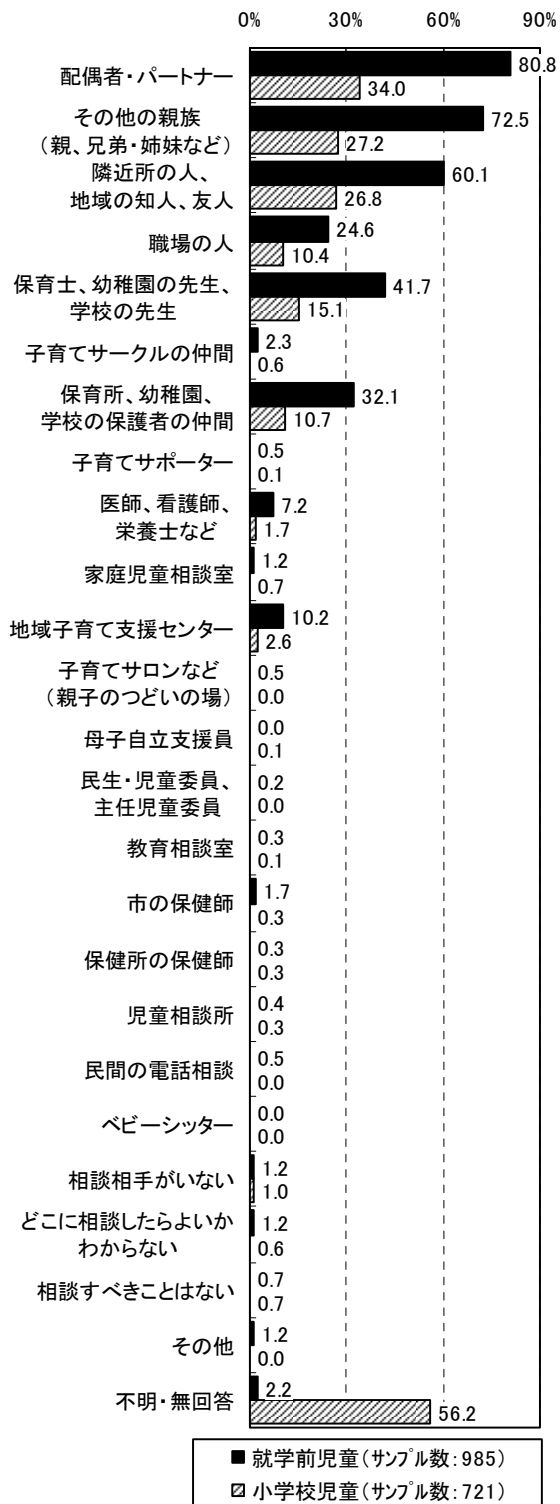
(3) 子育てに関して、悩んでいること、気になること（複数回答）

子育てに関して、悩んでいること・気になることについてみると、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」とが最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」となっています。小学校児童では「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」となっています。



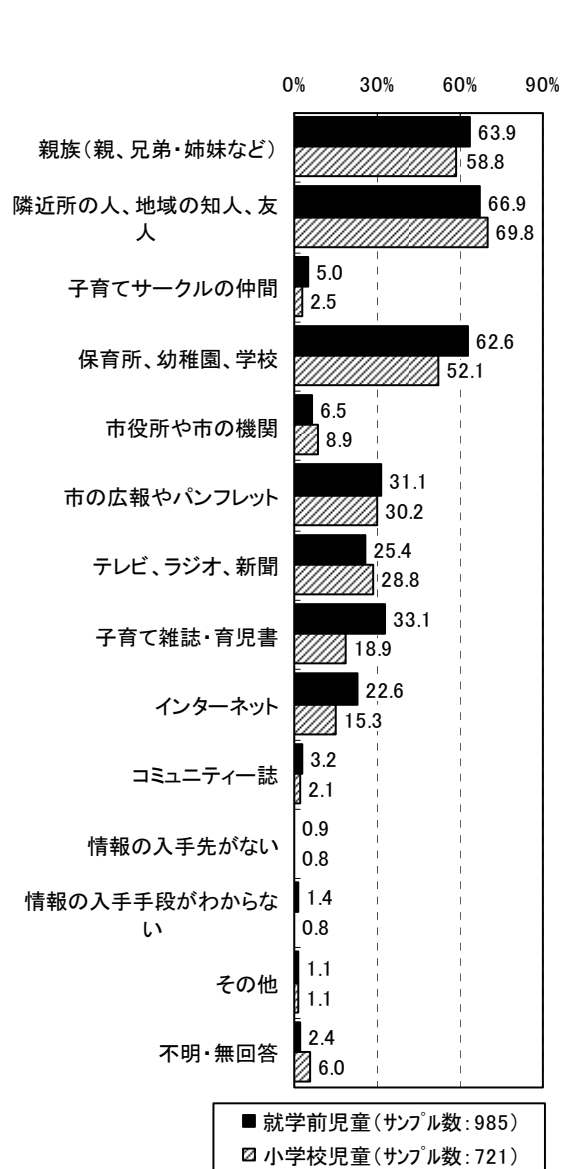
(4) 子育てに関する悩みや不安などの相談相手について（複数回答）

相談相手は、就学前児童、小学校児童ともに「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」「隣近所の人、地域の知人、友人」などと身近な人が多く、専門の相談機関への相談は非常に少ない結果となっています。



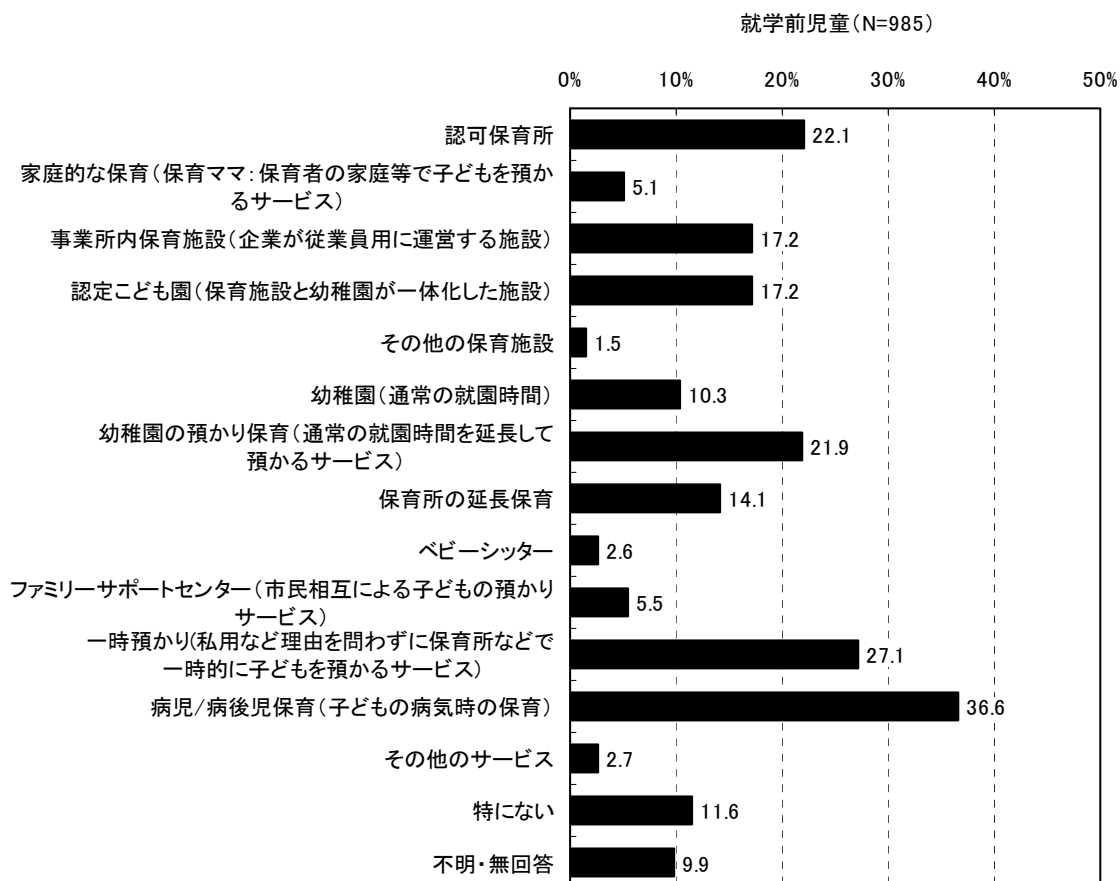
(5) 子育てに関する情報の入手先について（複数回答）

子育てに関する情報の入手先は、就学前児童、小学校児童ともに、多い順に「隣近所の人、地域の知人、友人」「親族（親、兄弟・姉妹など）」「保育所、幼稚園、学校」となっています。



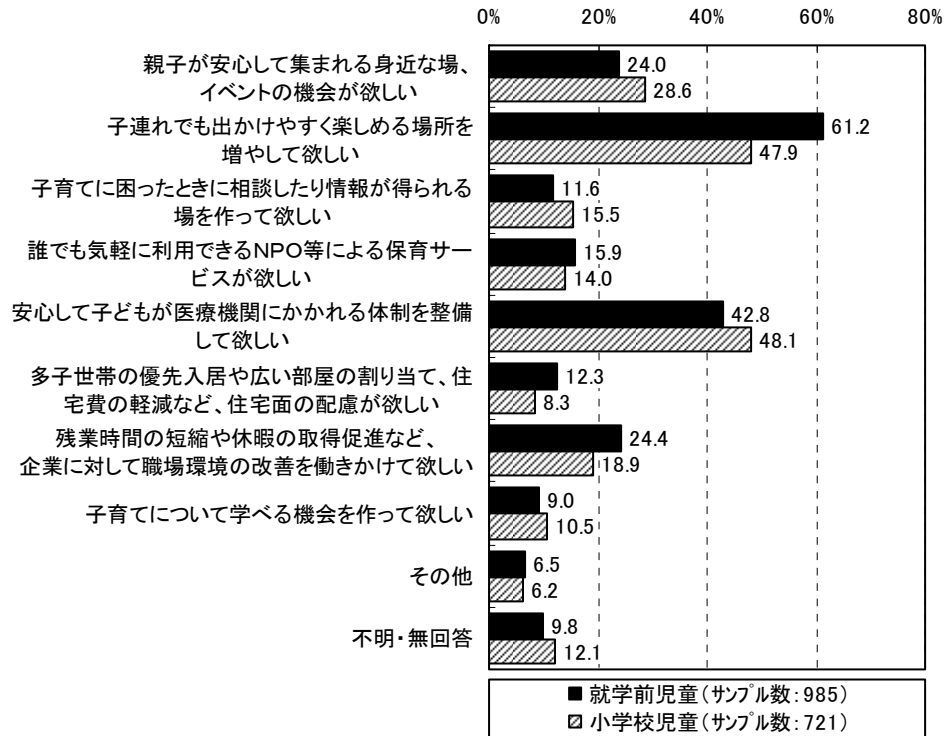
(6) 「今は利用していないが、今後利用したい」、あるいは「現在利用しているが、不足していると思う」保育サービスについて（複数回答）

「病児/病後児保育（子どもの病気時の保育）」が 36.6%と最も高く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス）」の 27.1%、「認可保育所」の 22.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の終園時間を延長して預かるサービス）」の 21.9%の順になっています。



(7) 市に対して充実を図ってほしいと期待する子育て支援について（複数回答）

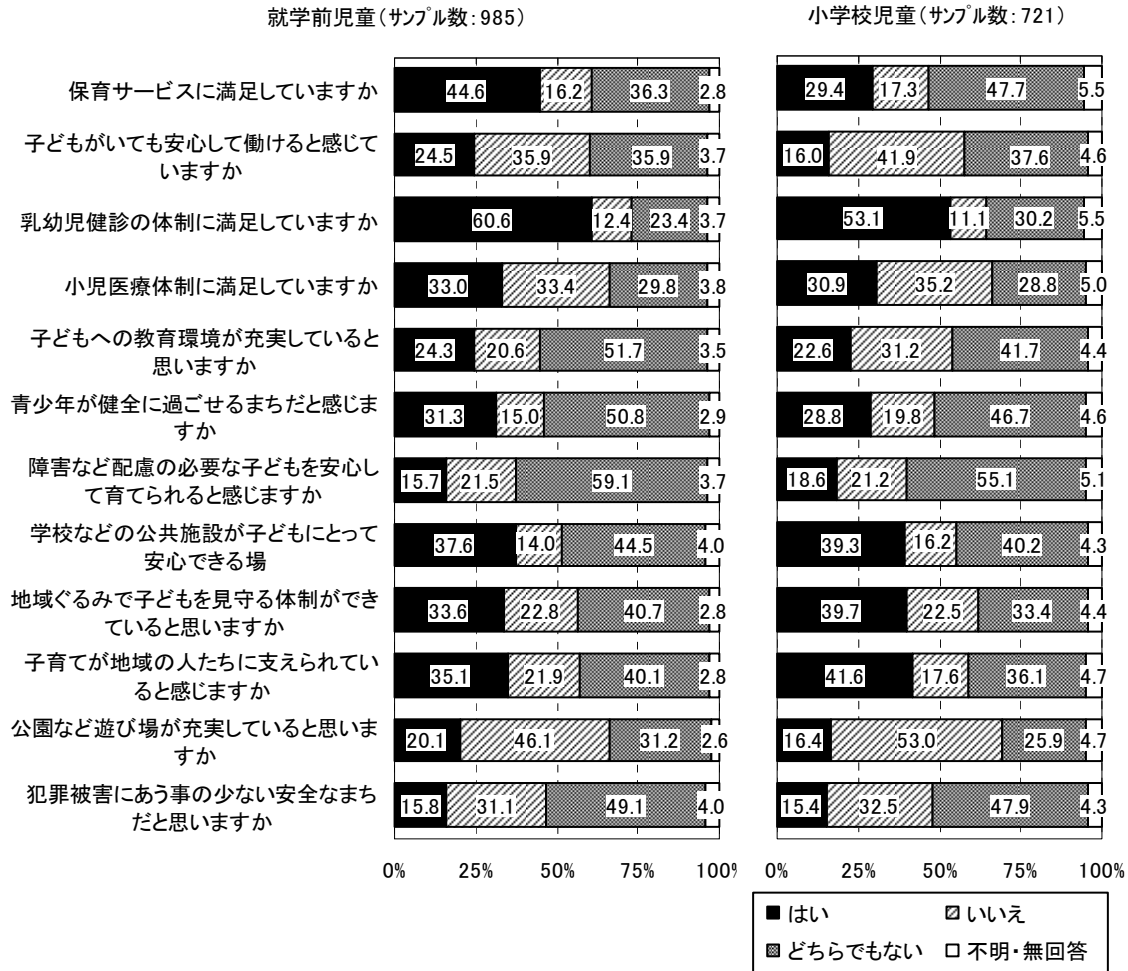
市に対して充実を図ってほしいと期待する子育て支援は、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」、小学校児童では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」となっています。





(8) 亀山市の現状に対して感じること（単数回答）

亀山市の現状に対して感じることについてみると、就学前児童、小学校児童ともに、「はい」は「乳幼児健診の体制に満足していますか」が最も多く、「いいえ」は「公園など遊び場が充実していると思いますか」が最も多くなっています。



## 6 本市の現状から見た課題

本章では、前期計画策定以降の亀山市の子どもを取り巻く現状を把握するために、本市の各種統計データや子育て家庭を対象としたニーズ調査（平成 21 年 7 月実施）の結果の分析を行いました。そこから、以下のようなことが本市の課題として挙げられます。

### ○本市の人口について

本市の総人口は、転入人口の増加もあり、依然として増加傾向にあるものの、年少人口は減少し高齢者人口が増加する少子高齢化が進行しています。本市の合計特殊出生率は、平成 20 年に過去最低の 1.23 となり、全国や県平均を下回っています。また、世帯数は年々増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人数については減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

### ○女性の就業状況について

女性の就業状況を国勢調査結果でみると、25～34 歳の就業率が他の年代に比べて低くなっています。ニーズ調査によれば、小学生以下の子がいる母親の約 6 割が就労していますが、就労形態はパートタイム・アルバイト等がフルタイム就労を上回っています。一方、現在就労していない母親のうち 8 割以上が就労を希望しています。

### ○仕事と子育ての両立について

ニーズ調査では、子育てと仕事を両立させる上で大変なこととして「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」などを挙げる人が多く、利用したいサービス・不足しているサービスでも「病児・病後児保育」、「一時預かり保育」、「認可保育所」、「幼稚園の預かり保育」などの保育サービスが上位を占めています。

また、学童保育の利用は 1 割程度となっていますが、学童保育数、利用児童数ともに増加し続けていること、母親の就労希望が高くなっていることから、放課後児童の居場所の充実については今後もニーズが高くなっていくと考えられます。

本市では平成 20 年から保育所の待機児童が出ていることとも合わせて、仕事と子育ての両立のための職場や地域、行政の連携による子育て支援の環境づくりが一層求められます。

### ○ワーク・ライフ・バランスについて

ニーズ調査では、育児休業制度を父母の片方あるいは両方が利用したのは 23.0%にとどまっています。

また、仕事と生活のバランスについては、就学前児童、小学校児童ともに、「現実」では「仕事時間を優先」、「希望」では「家事（育児）時間を優先」と「プライベートを優先」の割合が高くなっており、希望と現実のギャップがみとれます。働き方の見直し等によるワーク・ライフ・バランスは今後の課題といえます。

## ○子育てに関する相談相手や情報の入手方法について

ニーズ調査では、子育てに関する相談相手や情報の入手方法は、家族や友人・知人など、身近な人々に片寄る傾向が見られますが、児童虐待をはじめ、いじめやひきこもりの問題など、子育て家庭だけでは手に負えない状況もあり、子育てをサポートする専門的な相談活動や情報提供の充実が求められています。

以上のような本市の現状を踏まえ、子どもを安心して産み育てられ、未来に夢や希望が持てるまちとなるよう、経済的支援をはじめ、保護者の不安や負担を軽減する幅広い独自の子育て支援策を実施していくことが求められます。また、就業環境の整備と保育サービスの充実によって家庭生活との両立を可能とする働き方の実現を目指す必要があります。

また、行政には、子育てに関わる家庭や地域の人々、各種団体、NPOなどをつなぐコーディネーターとしての役割が求められていることから、利用しやすい、相談しやすい組織体制を構築していくことが課題となっています。

---

## 第3章 計画の基本理念等

---

### 1 基本理念

平成 17 年 1 月に旧亀山市と旧関町が合併し、新しい亀山市が誕生して 5 年が経過しました。前期計画では、新市まちづくり計画の基本理念のひとつである「ふれあい交流による活力を創造する」に沿って、『子育て交流のまち かめやま』を基本理念に据え、取り組みを進めてきました。

子育て支援に関する取り組みでは、住民の連携と協働が生かされる地域づくりが必要です。輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたちを、かけがえのない地域の宝として、私たちは地域全体で見守り、育てていかなければなりません。

子どもを取り巻く環境は、核家族化の進展や女性の社会進出などを背景に大きく変化してきています。このような環境の変化、子どもの生活の変化に柔軟に対応し、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、よく学び、よく遊べる環境の創出に向けて家庭、地域、学校、企業、行政を含めた地域全体の力と連携が求められます。また、男女共同参画社会推進のため、男女がともに子育てに関われるような市民の意識向上が重要です。

第 1 次亀山市総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）においては「子育て支援と定住プロジェクト」が戦略プロジェクトの 1 つに掲げられ、「保育サービスや相談機会の充実、経済的支援などを総合的に推進しながら、地域住民の支えあいと交流による子育て、子育て支援を進めます。」と市の方針を明らかにしています。

以上のことを踏まえて、後期計画では、前期計画に引き続き、子どもを安心して生み育てることができる基盤整備を進めるとともに、子どもはもとより保護者もまた人として成長し、未来に夢や希望が持てる亀山市の実現を目指します。

そこで本計画の基本理念は、前期計画の基本理念を引き継ぎ、次のように定めます。

## 子育て交流のまち かめやま

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとっての喜びでもあります。

亀山市を形成するそれぞれの地域には、子どもを心豊かに、のびのびと育てる独自の歴史文化や自然が豊富にあり、そんな恵まれた資源を生かして、地域の老若男女一人ひとりが、子育て、子育てを応援していく環境を築きます。

このような環境の中で、子育てに夢や希望、そして感動を抱ける子育て交流のまちづくりを目指します。

## 2 基本的な視点

本計画の策定及び個別施策の実施にあたっては、以下に示す 4 つの視点を基本とします。

### 1 すべての子どもが健やかに育つ視点

少子化の進行により、最も影響を受けるのは子ども自身です。そのため、子どもたちの心身ともに健やかな成長を尊重し、保障するとともに、子どもの幸せを第一とする社会の実現を目指します。

### 2 すべての親が安心して子育てをする視点

子育てに関する不安感や負担感を軽減し、家族を持つこと、子どもを生み育てることに夢と希望が持てる施策の充実に努めます。

また、仕事と子育ての両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識など、少子化の要因となっているあらゆる社会的な障壁を取りのぞき、安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指します。

### 3 地域全体が子育てを支援する視点

子育て支援は、地域社会、企業、学校、行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。そのため、様々な地域の支え合い機能が希薄化する中で、地域の意識の再生を図り、地域社会全体が子育て家庭に目を向け「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、あらゆる人々が自分の知識と経験を生かしながら子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

### 4 亀山市の風土や資源を活かす視点

本市は、鈴鹿山系や鈴鹿川などの自然景観、旧東海道亀山宿・関宿や亀山城址などの歴史的景観、坂本棚田や里山などの農村景観、亀山温泉など、身近に豊かな風土や資源を持っています。また、本市は伝統的に充実した学びの場を有してきており、教育が熱心に行われてきた歴史があります。これらの恵まれた資源や教育環境を十分に生かし、本市の将来を担う子どもの育成に取り組んでいきます。

### 3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1：すべての子育てを支援する仕組みづくり

両親家庭やひとり親家庭、虐待にあった子どもや発育につまずきのある子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育等すべての子育てをする人やされる人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子育て支援サービスを図っていきます。

- 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- 要支援児童への対応などきめ細かな取り組み
- 地域における子育て支援とネットワークづくり
- 経済的支援の充実

#### 基本目標2：健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、不妊治療に対する支援にも取り組みます。

- 子どもや母親の健康の確保
- 思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実
- 不妊治療への支援

#### 基本目標3：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、本市の豊かな風土や資源を活用した学習の機会や場の整備を進めていきます。

- 家庭教育の充実
- 魅力ある学校教育の推進
- 自然とのふれあい学習の推進
- 子どもの豊かな心の育みの支援
- 子どもの健全育成活動の推進

#### 基本目標 4：仕事と子育てを両立させる社会づくり

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

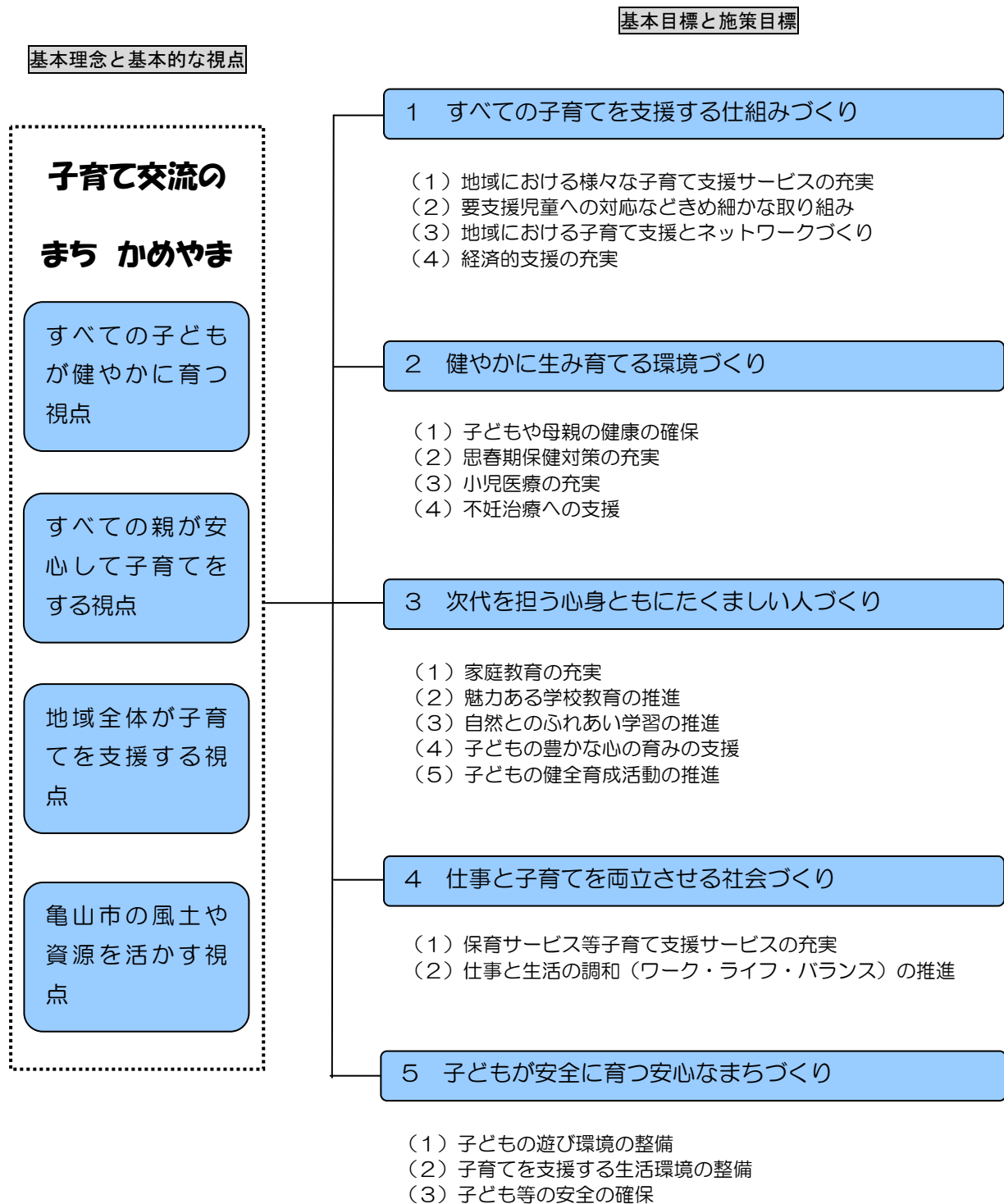
- 保育サービスや学童保育の充実
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 基本目標 5：子どもが安全に育つ安心なまちづくり

子どもを安心して産み育てることができるような安全なまちにするため、保育所や学校、警察等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、防犯や防火に配慮されたまちづくりを推進していきます。

- 子どもの遊び環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 子ども等の安全の確保

## 4 施策体系図





## 第 2 部 各 論

# 第1章 施策目標と施策の方向性

## 1 すべての子育てを支援する仕組みづくり

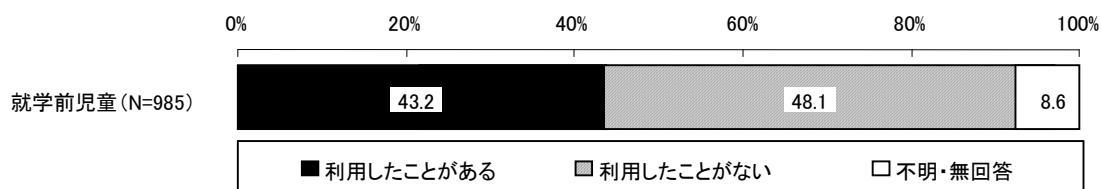
### (1) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

#### 現状と課題

近年、核家族化の進行や長時間労働などで、地域において人と関わる機会が少なく、周囲から隔絶された状態で子育てをする「育児の孤立化」が指摘されています。働く父親や母親の育児支援はもとより、すべての子育て家庭において、地域における子育て支援が求められています。

本市では、子育て支援センターにおいて様々な子育て支援事業を実施しており、市外からの利用も含めて利用者は年々増加しています。また、センター内だけではなく地域に出て地域支援活動を行い、支援センターまで来ることができない人も気軽に利用できるよう工夫しているほか、私立保育所内に地域子育て支援センターが2か所できるなど、地域における子育て支援の場は広がってきています。ニーズ調査結果によれば、子育て支援センターを利用したことがある人は43.2%（就学前児童のみ）となっています。今後の課題としては、子育て支援センターで行っている事業について広く周知を図るとともに、地域に子育てボランティアを育成し、子育て支援の場をさらに広げていくことが望まれます。

#### ■子育てに関するサービスの利用度（子育て支援センター）



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

#### ■各種相談員・奉仕員の状況

平成21年4月1日現在

	民生児童委員		身体障害者相談員	知的障害者相談員	女性相談員	家庭相談員	母子自立支援員
		うち主任児童委員					
亀山市	94	8	1	1	1	3	1

資料：保健福祉部

## 施策の方向性

### **■子育て支援センターの充実**

地域における子育て支援の基盤を充実するために、子育て支援センターの相談・指導、情報提供、交流の場の提供などの機能を強化します。また、様々なニーズに応じて行事内容や時間帯の設定等を工夫するとともに、関係機関や子育て支援活動を行っているグループと連携を図ります。

### **■保育所・幼稚園における子育て支援の充実**

保育所や幼稚園において、育児相談や子育てサロン、園庭の開放などの推進を図り、子育て支援の充実を図ります。また、育児相談については、専門機関に行くまでもない、ちょっとした相談にも気軽に応じるとともに、見守りが必要な家庭については各専門機関と連携をとれるよう努めます。

### **■相談機能の充実**

妊娠出産や、育児の不安、子どもの成長、発達、行動など、養育上の様々な問題、心配ごとについての相談を行います。

### **■子育て情報の充実**

子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成、インターネットやCATV等へのタイムリーな情報掲載など、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、子育ての負担、不安の軽減を図ります。

### **■地域における子育て支援意識の向上**

みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向けて、住民や地域の意識を高める啓発活動を推進します。積極的に地域に出かけて子育て支援事業を行うとともに、子育てボランティアの育成を行い、地域における子育て支援の場を充実させます。

### **■主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実**

健やかに子どもを生き育てる環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援するために、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。

## (2) 要支援児童への対応などきめ細かな取り組み

### 現状と課題

平成17年度に児童福祉法の改正がなされ、あらゆる子ども・家庭相談の主軸が市町に、また児童虐待（要保護児童）対応や発達障がい児支援等の専門相談も、市町が第1義的に扱うことになりました。これに伴い児童相談所（三重県）と亀山市における子ども・家庭相談の受付件数も変化しています。

#### ■子ども・家庭相談の受付件数

(実人数 単位：件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県全体	4,484	3,805	3,472	3,219
内 虐待	533	524	527	395
内 言語発達	579	231	220	170
北勢児童相談所	2,143	1,656	1,569	1,433
内 虐待	250	254	252	192
内 言語発達	273	26	31	26
亀山市	210	244	349	400
内 虐待	16	25	33	64
内 言語発達	83	126	165	217

資料：子ども総合支援室

広く一般的な育児相談では、子育て支援センターが、育児に対する不安や悩みの相談に応じています。また、保健師や看護師が生後4か月までの赤ちゃん宅を全戸訪問し、子どもや保護者など家庭状況の把握に努めています。

また、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い未婚者や離婚件数の増加が見られています。ひとり親家庭では、身体的・精神的・経済的負担が大きくなっているため、ひとり親家庭が豊かで充実した生活が営めるよう、生活の安定を図るための支援が必要です。

虐待やその疑いのある要保護児童対策については、より緻密なネットワークと児童相談所をはじめとする機関との連携が不可欠です。多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、広く子育て支援策の中で考えていく必要があります。また、その防止のためには早期発見、早期対応が不可欠で、市町レベルでのきめ細やかな取り組みが引き続き重要です。

また現在、保育所や幼稚園、小・中学校には発達障がいといわれる子どもをはじめ様々な障がいを持つ子どもが通っています。教職員や保育士の発達や障がいに対する正しい理解が一層求められており、また地域全体が「障がいのあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく、日常生活を送ることができる」という共生社会を目指し、正しい知識を共有する必要があります。

さらに亀山市では「子ども総合支援室」を平成17年度に設置し、全国的にも評価の高い先進的な取り組みをしています。この室は保健・福祉・教育・医療が連携し、とぎれのない子ども支援を実現するために、子どもに関わる専門スタッフで構成されており、広く育児相談から発達支援や虐待対応までの、さまざまな子どもと保護者のトータルサポートを行っています。

今後、各機関との連携をさらに強化し、相談・支援体制の拡充を図っていく必要があります。

## 施策の方向性

### **■相談・支援体制の拡充（子ども総合センターの設置）**

相談や支援を要する子どもやその保護者に対し、相談・支援体制の充実ととぎれない子ども支援をさらに推進するため、専門監を配置した「子ども総合センター」を設置（平成22年4月1日開設）し、児童福祉制度の活用や地域の機関との協働を図ります。

### **■児童虐待防止に関する取り組み**

児童虐待防止や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するように、啓発活動を推進します。また、保健・福祉・教育・医療のネットワークを強化し子育て支援の立場から児童虐待防止に取り組めます。

### **■ひとり親家庭等の自立支援の推進**

ひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済的支援等に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より一層の情報提供に努めます。

### **■ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成**

ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。

### **■障がいに関する研修の充実**

教職員や保育士等が、障がいに対する正しい知識と理解を深めるために、研修の充実を図っていきます。

### **■障がいのある子どもの地域療育支援**

障がい児通園（デイサービス）事業は現在市内に事業所がありませんが、ニーズが高いため、障がい福祉サービス提供に対して事業拡大を要望していくとともに、整備に向けて取り組みます。

### **■発達につまずきのある子どもとない子どもの交流推進**

発達につまずきのある子どもとない子どもが、相互に理解し合えるように、様々な機会を通じて交流を促進します。

### **■発達につまずきのある子どもと保護者への相談体制の強化**

子ども総合相談の中で専門性の高いアドバイス・支援を行います。またその一環として療育相談事業を強化し、子どもの発達促進と同時に保護者の育児不安の軽減に努めます。

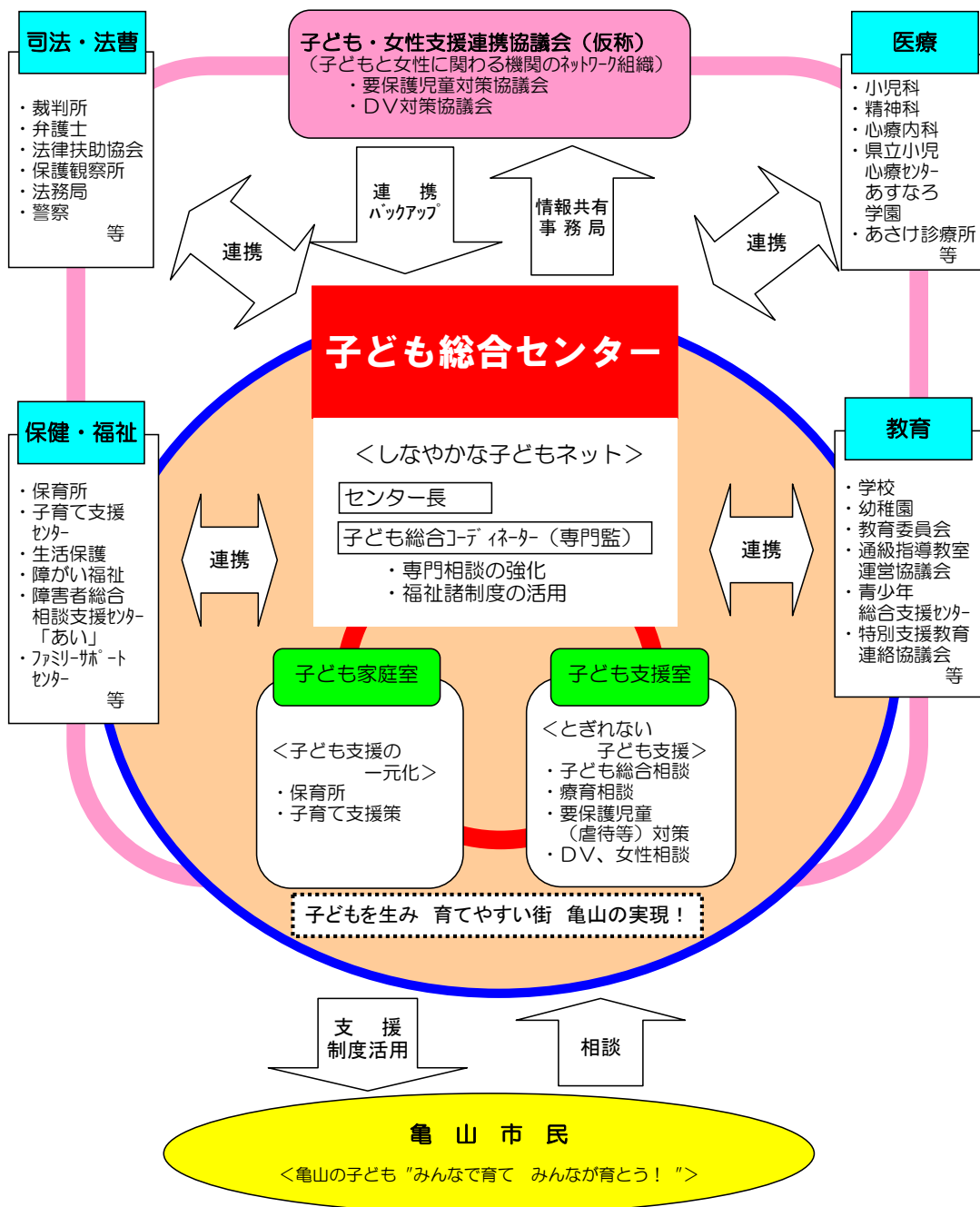
## ■発達にさまざまなある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成

発達にさまざまなある子ども（特別障害児）を持つ保護者に対して、特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。

## ■外国人家庭の子育て支援

各種サービスや制度に関する外国人向けの情報提供を充実するとともに、在住外国人の家庭の実態を踏まえた子育て支援の充実を図り、外国人の子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

「子ども総合センター」のイメージ図



### (3) 地域における子育て支援とネットワークづくり

#### 現状と課題

子育てを社会全体で支え孤立化を防いでいくためには、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、子育てをサポートしていくための仕組みづくりが必要です。

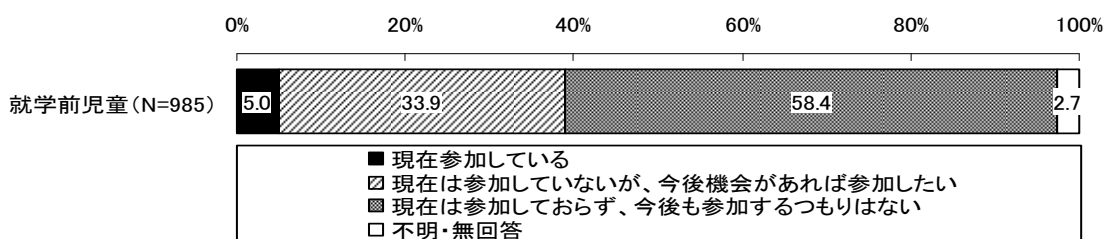
ニーズ調査において、子育てサークル等の自主的活動に参加している割合は 5.0%（前期計画では亀山地区 8.7%、関地区 6.3%）ですが、参加意欲がある人を含めると、約 4 割（前期計画では約 5 割）という結果になっています。

現在本市では、子育て支援センターをはじめ、地域の幼稚園、保育所でも施設の開放等を行っていますが、今後も継続して、様々な活動支援が必要です。

また、子育て中の親を支援するために、子育てに関わる団体「亀山子育ての会」と行政が相互に連携し、子育てネットワークの形成を図っています。

しかし、次世代育成の環境を整備するには、子育て団体のみならず、市民や行政、専門機関等がそれぞれ連携し合い、地域における子育て支援のネットワークをさらに拡大、発展していくことが重要となっています。

#### ■子育てに関する自主的な活動への参加状況（単数回答）



資料：平成 21 年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

#### 施策の方向性

##### ■子育てサークル活動への支援

子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図ります。

##### ■子育てボランティアの育成・活用

地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、生涯学習人材バンクを通じて、そのボランティア活動内容を提供し、生涯学習サークル活動支援事業を実施するなど、活動しやすい環境を整備します。

## ■託児ボランティアの育成・確保・支援

子育て中の保護者が、各種学習活動やイベント・行事等へ参加する場合、または個人的理由で一時的な保育が困難な場合、保護者に代わって子どもを保育するボランティアの育成・確保を図るとともに、その活動を支援します。

## ■子育て支援ネットワークの充実

子育てに関する団体のネットワークの輪を広げ、活動内容等の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等を開催します。

### (4) 経済的支援の充実

#### 現状と課題

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに関する経済的負担の割合が増加しています。ニーズ調査における自由回答では、本市の医療費助成の対象年齢引き上げ（中学生まで医療費無料化）に対する市民の評価は高い一方で、「保育所や幼稚園などの費用の軽減」や「教育費の負担軽減」などの意見も寄せられています。

今後とも子育て家庭への経済的支援を充実させるとともに、様々な制度の周知に努める必要があります。

#### 施策の方向性

### ■子ども手当の給付などの経済的支援

子育てへの経済的負担を軽減するため、市独自の施策である子どもの出産祝金及び誕生日祝金事業（第3子以降の就学前児童を持つ家庭）との整合性を図り、国の施策としての子ども手当の支給や、多子世帯に対する経済的支援の3人目みえ応援プログラム事業を実施します。

### ■子ども医療費の助成

市独自の施策として、乳幼児から義務教育終了までの子どもの医療費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

### ■経済的支援制度の普及促進

子ども手当や子ども医療費助成等の経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ります。

### ■文化・スポーツ施設の無料化

文化・スポーツ施設の無料化の実施に向けて検討を行います。



## 2 健やかに生み育てる環境づくり

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 現状と課題

子どもを安心して生み育てるためには、母子保健や小児医療体制の充実が不可欠となっています。

妊娠中の健康診査や教室、出産後の乳幼児健診、育児相談、健康教育、訪問指導などの母子保健事業は、総合保健福祉センター（あいあい）や健康づくり関センターを拠点に実施されています。

妊娠期における保健事業としては、妊婦教室やパパママ教室を開催し、出産に向けての知識の普及や体験の場を提供しています。乳幼児期については、様々な健康診査を実施し、さらに乳幼児健診委員会などで、健診後のフォロー等についても検討を行っています。また、育児不安に陥りやすい新生児・乳児期には、新生児訪問や赤ちゃん訪問など訪問指導も実施しています。

しかし、出産前から産後の育児に対する不安が強い妊産婦には、総合保健福祉センター（あいあい）や健康づくり関センター、医療機関等が連携し、妊娠中から育児相談に応じることが重要となっています。

一方、子どもが遊んだり、勉強したりするエネルギーの元となるのは食事であり、体を形成するのも食事となっています。そのため、家庭教育における「食育」の大切さを、あらゆる機会ですることができるようにすることが必要です。

#### 施策の方向性

##### ■妊娠・出産と新生児の健康支援

妊娠届に基づき、母子健康手帳を交付し、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、希望者には家庭を訪問し、育児や健康相談を行います。正常な妊娠・出産を経て新生児が順調に成長できるよう、妊娠期からのより良い育児環境を整えられる指導・支援を推進します。

##### ■総合的な保健指導体制の充実

出産前小児保健指導（プレネイタル・ビジット）体制など、育児不安の強い妊産婦やその家族に対する精神的なケアができる体制の整備を図り、妊娠期における総合的な保健指導体制の充実に努めます。

#### ※プレネイタル・ビジット

出産を控えた妊婦やその家族が、産婦人科医と連携した小児科医を訪問することによって、育児相談や育児不安の解消による精神的援助を受けられることを目的とした国による新しい支援制度。

### **■乳幼児健康診査の推進**

乳幼児を対象に、その健康保持と疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談を行います。さらに、健康診査の未受診者の把握に努め、よりよい保健サービスの提供を目指します。

### **■赤ちゃん訪問等での保健情報の普及**

両親が妊娠期から乳幼児期に必要な情報を得るために、各種教室を実施し、知識の普及及び仲間づくりについて、より積極的な支援を行なっていきます。また、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や、個々のニーズに応じた支援を行っていきます。

### **■疾病等の予防・早期発見の促進**

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及により、予防接種率の向上を図るとともに、ヒブワクチンなど任意接種における予防接種費用の助成の拡充を図ります。

また、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

### **■不慮の事故防止対策の推進**

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診などの場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関とも連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に努めます。

### **■管理システムの活用**

一貫した健康管理を図るため、住民基本台帳等をもとに健康診査、健康教室、予防接種の受診状況などに関する一元的なデータ管理システムを活用して、必要時のフォローにつなげていきます。

### **■食生活に関する啓発の推進**

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、「離乳食教室」や保育所の給食だより等において、食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。

### **■食への関心の醸成**

欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、給食や家庭科、生活科などの教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。

## ■バラエティ豊かな給食の促進

子どもの身体の健全な発達に資するため、学校や保育所の給食関係者が、必要に応じて情報交換を行い、地産地消をすすめ、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節感を感じる行事食や旬の食材の使用に取り組んでいきます。

## ■乳幼児健康診査の実施状況

	平成18年度				平成19年度			
	対象者数	受診者数	受診率	県受診率	対象者数	受診者数	受診率	県受診率
4か月児	456人	436人	95.6%	94.5%	440人	434人	98.6%	95.5%
10か月児	402人	393人	97.8%	89.5%	467人	447人	95.7%	90.5%
1歳6か月児	456人	437人	95.8%	95.4%	422人	415人	98.3%	95.5%
3歳児	449人	433人	96.4%	92.3%	442人	424人	95.9%	93.5%

資料：母子保健報告

## ■妊産婦健康診査の実施状況

平成18年度				平成19年度			
対象者数	延べ受診者数	受診率	県受診率	対象者数	延べ受診者数	受診率	県受診率
514人	864人	168.1%	129.3%	809人	799人	98.8%	117.9%

※対象者数とは、受診券交付数を指します

資料：母子保健報告

## ■各種相談指導の実施状況

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
両親（母親）学級	12回	113人	12回	140人	12回	89人
育児学級（乳児）	54回	467人	30回	565人	30回	547人
育児学級（幼児）	96回	755人	76回	626人	54回	437人

資料：母子保健報告

■亀山市の母子保健事業一覧（平成21年度）

	事業名	事業内容	対 象	回 数	スタッフ	備 考
妊 産 婦	母子健康手帳の 交付		妊婦	随時	保健師	
	妊婦健診	健康診査	妊婦	14回		医療機関 委託
	妊婦教室	・妊娠期・産後についての学習 ・グループワークなど意見交換	妊婦とその家族	年4回	保健師、助産師、 歯科衛生士	
	ババママ教室	・沐浴体験 ・妊婦シミュレーターの着用	妊婦とその夫	年4回	保健師、助産師	
乳 児 ・ 幼 児	新生児訪問	・新生児・褥婦の健康状態観察 ・保健相談	生後28日までの 新生児と母親	随時	保健師、助産師	希望者のみ
	赤ちゃん訪問	・状態把握 ・育児・子育て情報の提供	生後4か月までの 乳児のいる家庭	随時	保健師、看護師	
	乳児健康診査	健康診査	・4か月児 ・10か月児	各1回		医療機関 委託
	1歳6か月児 健診	健康診査	1歳6か月児及び その保護者	年12回	小児科医師、歯科医 師、保健師、栄養士、 看護師、歯科衛生 士、保育士等	
	3歳児健診	健康診査	3歳6か月児及び その保護者	年12回	小児科医師、歯科医 師、保健師、栄養士、 看護師、歯科衛生 士、保育士等	
	乳幼児訪問	・状態把握 ・保健相談	健康診査後、フォロー が必要な児、健診・ 教室等の未受診者	随時	保健師	
	2か月児あいあ いっこ教室	・市の母子保健事業の紹介 ・子育て情報紹介 ・グループワーク・個別相談	2か月児及びその 保護者	年12回	保健師、助産師	子育て支援 センターと 共催
	離乳食教室	・離乳食の基本について講義 ・デモンストレーション・試食	乳幼児を持つ保護者 及び妊婦	年4回	保健師、栄養士	
	歯科保健教室	歯科医師による健診、歯科衛 生士によるブラッシング指導	2歳6か月児と その保護者	年6回	歯科医師、歯科衛 生士、保健師	
	育児相談	身体計測・保健相談	乳幼児及び その保護者	年12回	保健師、 歯科衛生士	
	ぽっぽくらぶ おやこ教室	講義・座談会など	主に1～2歳の幼児 及びその保護者	年3回	保健師、保育士、 子育てボランティ ア、歯科衛生士(助 産師)	関子育て支 援センター と共催
	・幼児フォロー教室 ・のびのび教室 ・のびのびクラブ	・健診後の経過観察 ・遊びを通じた発達支援の場	言語・情緒面での経 過観察児及び頻回な 関わりの必要な児と その保護者	・月1回 ・月1回 ・月2回	保育士、保健師、 心理判定員等	
	言語聴覚士に よる個別相談	個別での相談・助言・訓練	言語面で支援を必要 とする児及びその保 護者	月2回	言語聴覚士、 保健師	
そ の 他	母と子のよい歯 のコンクール	3歳児健康診査で虫歯のな い児を表彰	3歳児健康診査で虫 歯のない児・母親	年1回		歯科医師会 との共催

## (2) 思春期保健対策の充実

### 現状と課題

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まぬ妊娠や人工妊娠中絶、性感染症が増加しており、また、薬物乱用、喫煙・飲酒、さらに不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

こうした状況を背景に、青少年にタバコを含む薬物が、成長期の体にダメージを与える恐ろしさを理解させることが重要です。また、薬物乱用防止運動のキャッチフレーズである「ダメ。ゼッタイ。」を言える毅然とした知識と意識の高揚が大切です。

### ■三重県における10代の人工妊娠中絶率の推移

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全 国 (%)		12.7	11.5	10.3	8.7	7.8
三重県	割合 (%)	12.4	12.7	11.1	9.1	8.8
	件数 (件)	635	599	520	426	404

資料：母子保健報告

### 施策の方向性

#### ■性教育の推進

性に関すること、生命の尊さに関することなどについての学習の機会を充実し、正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ■喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。

#### ■相談体制の充実

子どもや保護者、教職員への指導・助言が行える人材を配置し、相談体制の充実を図ります。

#### ■次代の親の育成

保育所や幼稚園での中学生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みを進めます。

### (3) 小児医療の充実

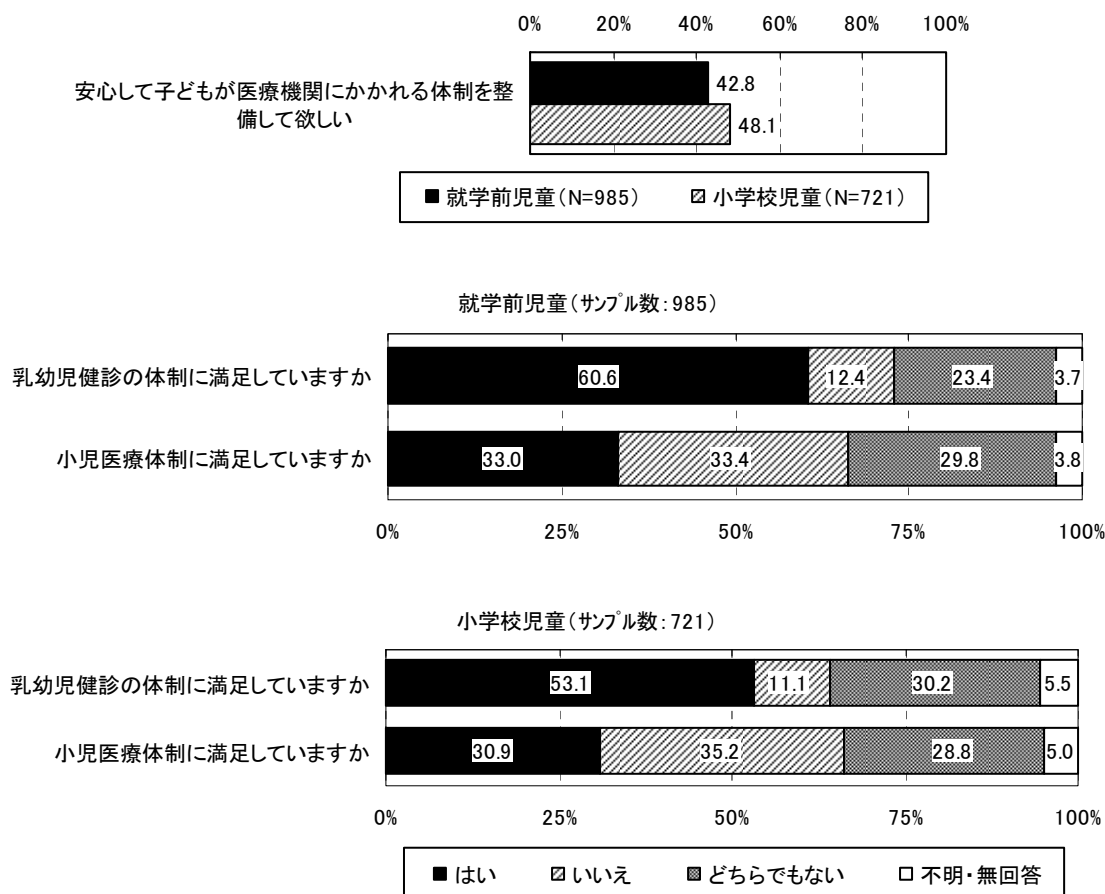
#### 現状と課題

子育てをする親にとって、必要な時に適切な医療が受けられる医療体制の整備は非常に重要です。ニーズ調査結果では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」という声が就学前児童、小学校児童ともに4割以上にのぼっています。また、「小児医療体制に満足していますか」に対して「はい」と回答した人は、就学前児童、小学校児童ともに3割程度です。

現在、本市には小児科専門の医療機関が少なく、現在の小児救急体制としては、平日は市内の小児科専門医で19時まで対応しています。なお、それ以降の一次救急については、津市休日応急・夜間こども応急クリニックが設置されていますが、23時30分まで（受付23時まで）の対応となっています。

一方、「みえ子ども医療ダイヤル」では、子どもの病気、事故、薬に関する問題について、小児専門医が毎日19時30分から23時30分まで、無料で電話相談を受け付けています。

本市や近隣市の医療資源を活用した救急体制の確立が課題となっています。



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

## 施策の方向性

### **■小児救急医療の推進及びネットワークの構築**

現在の小児救急体制については、平日・休日とも 23 時 30 分まで（受付 23 時まで）の対応となっており、23 時 30 分以降の窓口については全県下において体制が確立されておられません。今後においては、限られた医療資源を有効に活用し、地域間連携を十分図りながら、小児医療の空白時間の解消に努めます。

### **■救急医療情報システムの利用促進**

IT が普及する中、けが、急病でどうしてもすぐ医師に診てもらう必要がある場合は、ご家庭のインターネットや携帯電話から医療ネットみえや、救急医療情報システム（82-1199）を活用することができます。今後、これらのシステムの活用を推進するため、家庭に備え付けるステッカーの配布などにより、安心情報ネットワークを広めていきます。

### **■医療情報の周知徹底**

休日応急診療所、みえ子ども医療ダイヤル、三重病院小児科等の医療機関に関する情報提供を、家庭に備え付けるステッカーの配布などにより周知を図ります。

### **■かかりつけ医づくりの推進**

子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医づくり」を様々な機会を通じて推進します。

#### (4) 不妊治療への支援

##### **現状と課題**

不妊(症)とは、一般に妊娠を希望してから、2年を経過しても妊娠できない症状であり、普通の健康的な夫婦の約1割が不妊で悩んでいるといわれています。現在においては、各種の治療法が実施されていますが、不妊治療者の多くは、医療における対応、職場の理解、経済的困難、精神的苦痛など、様々な悩みを抱えています。

本市では平成17年より、不妊に悩む夫婦を支援するため不妊治療(体外受精、顕微授精及び人工授精)にかかった治療費を助成しています。三重県で行っている特定不妊治療費助成事業(体外受精、顕微授精が対象。所得制限あり、受診医療機関の指定あり)に加え、人工授精も対象としており、所得制限や受診医療機関の指定もないことから、申請件数は増加傾向となっています。

長期間、治療を継続するケースが多いため、現在5年の助成期間を無制限にするなど助成内容をさらに充実させることで、少子化対策に寄与することが求められています。

##### **施策の方向性**

###### **■不妊治療費の助成**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、助成期間を制限せず体外受精、顕微授精及び人工授精にかかった費用の一部を助成します。

###### **■情報提供や相談体制の充実**

不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立します。

###### **■不妊治療に関する啓発活動の推進**

不妊治療に対する正しい理解を広めていくために、広報紙やCATV等を通じた啓発活動に努めていきます。



### 3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

#### (1) 家庭教育の充実

##### **現状と課題**

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものとなっています。

しかし、近年の社会環境の変化の中、保護者が子育てに自信が持てなかったり、自覚や責任感に欠けたりする状況が見られるなど、家庭における養育機能が低下しています。

このため、家庭教育が重要であるという認識を地域全体が共通の課題として持ち、子育て家庭やこれから親となる人への意識啓発が重要です。

本市では、家庭教育活性化支援事業を実施し、幼稚園・保育所・小中学校において、保護者に対して家庭教育に関する研修を行っています。また、子育て支援センターの育児講座でも子育てに関わる多様な情報や学習機会を提供しています。

今後も、保護者が自信と責任感を持ち、家庭での子育てができるよう様々な支援を行う必要があります。

##### **施策の方向性**

###### **■学習機会と情報の提供**

保育所や幼稚園、小・中学校とも連携しながら、育児関連講座の充実や家庭教育学級の開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させていきます。

###### **■家庭教育の充実に向けての取り組み**

早寝、早起き・朝ご飯運動に関わっての朝食の重要性、家庭における子どもの読書活動の推進や子どものしつけに関する指導資料を作成し支援していきます。

###### **■ブックスタート事業の推進**

赤ちゃんとお母さん・お父さんが肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、かけがえないひとときを「絵本の読み聞かせ」を介して持つことを応援するブックスタート事業を平成18年4月から開始しました。2か月児あいあいっこ教室や赤ちゃん訪問でブックスタートパックを配布し、読み聞かせの方法やその重要性について説明しています。この事業により、読み聞かせに対する意識が高まっているため、今後も事業を継続して実施します。

###### **■図書館活動の充実**

おはなしの会（絵本の読み聞かせ）や夏休み親子手づくり絵本教室などを実施しています。絵本を通して子どもの成長を支援するため、引き続き事業を継続実施します。

## (2) 魅力ある学校教育の推進

### 現状と課題

近年の経済情勢等の変化は、就職率や終身雇用形態にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなったり、学習意欲の低下などが指摘されたりしています。その結果、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。このような状況の中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

### 施策の方向性

#### ■幼稚園教育の推進

家庭や地域との連携を図りながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視し、幼児の豊かな心情を培います。

#### ■特別支援教育の充実

一人ひとりの子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

#### ■学校施設等の整備・充実

小・中学校では、年次計画により校舎改築事業、耐震化工事、防水工事やトイレ改修工事等を実施しています。今後も、子どもが安心・快適に学校生活を過ごせるよう、教育環境の改善を図ります。

#### ■地域に開かれた学校づくりの推進

学校、家庭、地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を教育ボランティアとして活用するなど、世代を超えた交流を促し、地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

#### ■信頼される学校づくりの推進

保護者や地域社会との連携を深めるとともに、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進します。

#### ■男女共同参画に関する教育の充実

教科指導や特別活動等の学校教育活動において、男女共同参画の視点を取り入れたカリキュラムづくりを推進し、性別役割分担意識をなくすための啓発活動を進めます。

### ■教職員の資質の向上

教職員の自主的・主体的な研修を奨励・支援し、支援体制の整備を図るとともに、指導に対しての自信と責任と自覚を持った組織体として、力量を高めていきます。

### ■少人数教育の充実

少人数指導など、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実します。

### ■学校教育におけるスポーツ環境の充実

地域におけるスポーツ指導者や学校間で連携し、学校教育におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。

### ■学校教育における環境教育の充実

里山公園、森林公園などの豊富な自然資源を生かした自然体験やこどもエコクラブを通じて、学校教育における環境教育の充実を図ります。

### (3) 自然とのふれあい学習の推進

#### 現状と課題

本市には、森林、里山、農地、河川といった豊かな自然が、身近に数多く存在していますが、近年では、「外で遊ぶ子どもが少なくなった」という話がよく聞かれます。身近な自然にふれることは、地域に対する愛着を深め、豊かな自然を将来に継承していくことにつながります。

そのため、里山公園における田植え・稲刈り体験や、市有林における植樹活動、自然観察会、木工教室等を実施し、身近な自然にふれる機会を提供しています。

また、平成17年に設立された亀山市総合環境研究センターでは、市民大学等の市民向けの環境学習の拠点として、また、市内3中学校と亀山高校への出前による環境講演会を実施するなど環境教育の拠点として、活動を展開しています。

#### 施策の方向性

##### **■自然からの原体験の確保**

本市の豊かな自然を生かして、積極的に子どもたちに自然の原体験にふれられる機会と場を確保します。そのために、環境教育・環境学習の拠点として、里山公園を年間開放し、ザリガニつり体験、いも掘り体験、木工教室などのイベントを実施します。

##### **■環境について学ぶ場の提供**

身近な自然とふれあうことに目を向けるための手段として、学校の観察池などを活用し、身近な動植物とのふれあいを通じ、命を大切にしようとする心の育成を図ります。

先進のごみ処理施設と自然環境ふれあいゾーンを持つ総合環境センターを見学会等の場として積極的に提供します。

そのほか、季節ごとの自然観察会や森林作業体験、木工教室、森林ウォーキング等を行い、子どもたちが豊かな自然にふれ、親しむことにより自然や人を愛する意識が醸成されるように環境教育・環境学習の拠点として森林公園を整備します。

##### **■環境について学ぶ機会の充実**

身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などの実施を促進します。また、個人、住民団体、事業者の活動発表会や講演会の実施、環境に関する講座やシンポジウムの開催など、環境について積極的に学ぶ機会を充実させます。

環境教育には、関連図書の実践、こどもエコクラブへの参加促進、三重県環境学習情報センターの活用など、国や県の実施する事業も有効に取り入れます。

また、環境対策に積極的に取り組む事業所と連携した環境教育の実施を推進するため、現在実施している総合環境研究センターによる中学校・高校への出前講演会を小学校まで拡充していきます。

### ■人材の育成・確保

体験学習などの環境教育現場を補助できるよう、ボランティア登録制度を確立します。環境教育にあたる人材については、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代から育成できるよう努めます。

生涯学習データバンクによる学校等への情報提供を継続実施するとともに、データの充実と活用促進に向けての周知を行います。また、三重県の環境人材データベースの活用など、県の実施する事業も有効に取り入れます。

### ■亀山の環境を未来へつなげる

各学校や各コミュニティにおいて、若い世代と高齢者とのふれあいなど、世代を超えた交流の場を提供し、昔ながらの遊び方や知識・知恵を受け継ぐ機会をつくります。また、子どもに限らず様々な世代を対象とした亀山の環境を生かした体験学習の場をつくります。

#### (4) 子どもの豊かな心の育みの支援

##### 現状と課題

いじめや不登校により、学びたくても安心して学ぶことができない児童・生徒や、少年非行等の問題行動を起こす児童・生徒へは、適切な対応を行っていく必要があります。こうした子どもに対するケアを誤ると、将来に向けた健全な成長を妨げる結果となりますので、学校だけの問題としてとらえるのではなく、様々な立場からのアプローチが必要となってきます。

現在、本市では、子ども総合支援室を軸とし、適応指導教室や生徒指導サポート室、青少年総合支援センター等が学校と連携しながら対応にあたっています。少年非行について、各学校より報告される問題行動者数は、平成12年度のピーク時より減少傾向にありますが、複雑な家庭環境や地域からの孤立、携帯電話やネット環境の整備等が子どもたちの健全な成長に大きな影響を及ぼし、何かのきっかけで大きな問題に発展する可能性を秘めています。不登校については、年度によって多少の増減はありますが、全体としては増加傾向にあります。

また、学童・思春期における「心の問題」に関する相談件数も、年々増加する傾向にあります。その相談内容については、不登校や非行問題から発達に関する相談まで幅広くなっています。そのため、関係機関のネットワークで対応にあたっています。

子どもの権利を尊重する基本理念と子ども施策の方向性等を定める「子ども条例」制定の動きが全国的に広がっており、本市においても条例制定の検討が課題となっています。

##### 施策の方向性

###### ■家庭・地域と学校との連携

児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるように、関係機関や地域関係者等との連携を強化していきます。

###### ■子どもの悩み相談体制の充実

いじめや不登校などに悩みを抱える子どもや保護者に対し、学校でのスクールカウンセラーの相談・支援をはじめ、子ども支援室、適応指導教室や生徒指導サポート室、青少年総合支援センターが協力し合って途切れない支援を目指します。

###### ■適応指導教室の充実

子どもの様々な問題行動の原因調査や解決支援を図るため、関係機関と連携しながら、適応指導教室（ふれあい教室）の機能充実を図ります。

###### ■人権を重視した教育の推進

一人ひとりの子どもたちの人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度がとれる教育・指導を進めます。

### ■青少年総合支援センターの充実

不登校やひきこもり等社会適応上の困難な課題を抱える青少年に対する自立支援を図るため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実を図ります。

### ■「子ども条例」(仮称) 制定に向けた取り組み

子どもは生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を有しています。子どもたちをかけがえのない地域の宝として地域全体で見守り、育んでいく必要があることから、子どもの権利を尊重した基本理念や子ども施策の方向性を定める「子ども条例」(仮称)について検討します。

## (5) 子どもの健全育成活動の推進

### 現状と課題

子どもたちが生きる力を育てていくためには、学校で机に向かって学習するだけでなく、自然体験や社会体験活動等の学校外活動を通して、様々な体験をしていくことが大切です。そして、このような小さい頃からの様々な体験やそこでの様々な人との関わりは、子どもたちが自分たちのまちについての理解を深めていくことにもつながると思われまます。

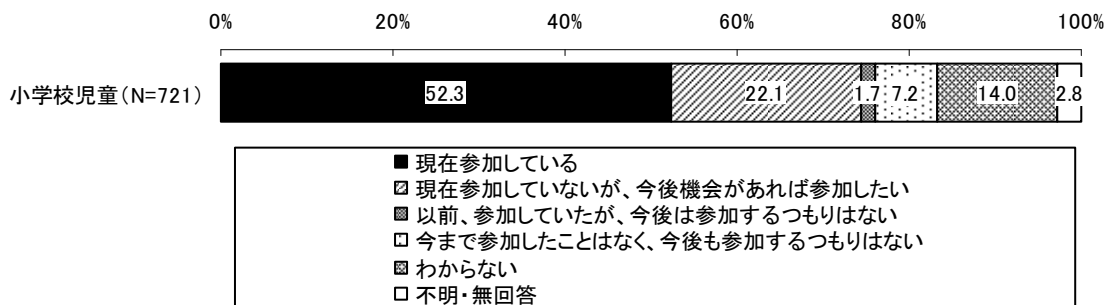
ニーズ調査では、前回調査と同様に、子どもの半数以上が地域活動等に参加しているという結果となっており、参加意向のある人を含めると7割を超えています。また、参加させたい活動内容としては、スポーツ活動が最も高く、様々な活動に対して意向があることが伺えます。

現在、本市では「放課後子ども教室」が11小学校区中6校区設置されており、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行っています。また、児童センターが1か所設置され、子どもたちが自由に来館し、自由に活動できる遊び場として開放されており、年間を通じて様々な行事やクラブ活動が催され、親子や子ども同士のふれあいの場となっています。

さらに、公民館の出前講座でも、子どもたちの体験活動を提供し、地域や世代を超えた交流を深めています。

こうした活動を重ねることにより、子どもたちに豊かな感性や創造力、課題解決力など生きる力を育成することが重要です。

### ■子どもの地域活動やグループ活動への参加状況



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

### ■児童センターにおける年間行事例

	行事名		行事名
春	ガラスペイント、着付け教室、クラブ発足会	秋	作法教室、ガラスペイント、救急法講習会、卓球大会
夏	将棋大会、オセロ大会、夏休み工作教室	冬	ガラスペイント、将棋大会、オセロ大会、クラブお別れ会



## ■放課後子ども教室実施状況

	小学校区	放課後子ども教室実施校区数	実施校区
三重県	404 校区	40 校区	
亀山市	11 校区	6 校区	川崎・野登・神辺・亀山南・ 関・加太

※平成 21 年 5 月 1 日現在

資料：生涯学習室

## 施策の方向性

### ■子どもの居場所づくり

放課後子どもプラン推進事業により、市内 6 小学校区において放課後子ども教室を実施し、子ども居場所作りを推進しています。今後も地域と連携して放課後子ども教室を拡充します。

### ■世代間交流

子どもたちが体験から得る協調性、思いやりの心などを育めるように、公民館やコミュニティなどの身近な場所で、世代を超えてふれあう機会を提供し、地域の行事等に参加できる取り組みを推進します。

地域における『亀山っ子』市民宣言を意識した活動の実施とともに、地域における青少年育成支援の風土の醸成を支援するために、体験交流活動の機会充実を目指します。

### ■郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。

### ■学校・家庭・地域の連携強化

子どもの教育は、地域ぐるみで営むという意識を啓発するとともに、学校・家庭・関係団体の連携強化を進めます。

### ■児童センターの充実

児童健全育成活動の拠点施設として、現在行っているクラブ活動に加えて、子どもや地域のニーズに合った新たな事業展開を図ります。また、子どもだけでなく保護者も参加できるクラブ活動や行事を行い、親子交流の場や保護者がリフレッシュする場を提供します。

### ■児童センターの利用促進

子どもたちが気軽に来館し、自由に活動できるよう、児童センターの情報発信を積極的に行います。

## ■環境に関する啓発の推進

環境に関するイベント等を実施して、子どもに対する環境の啓発に努めます。

## ■地域のスポーツ環境の整備

子どもたちの肉体的・精神的な健全育成を目的とするだけでなく、市民が持つスポーツへのニーズに応じて、いつでもどこでもスポーツやレクリエーション活動ができる環境整備や総合型地域スポーツクラブの設立支援を行うとともにクラブの育成を図ります。

## ■スポーツ指導者の育成、活用

スポーツに関する各種研修会等の情報提供や資格取得を支援し、スポーツ指導者の育成を図ります。また、スポーツ指導者の登録制度を確立し、人材の活用を図ります。

## ■学校施設の開放

各小・中学校の体育施設を開放し、地域のスポーツ活動の促進を図ります。

## ■青少年の非行防止対策の推進

青少年の非行防止、健全育成に向けて、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を十分に認識し、一体となって取り組む必要があります。そこで、青少年総合支援センターを中心として、青少年育成市民会議をはじめ関係団体、関係機関と連携を密にし、街頭巡視活動や環境浄化活動、相談活動等の強化を図ります。

## ■青少年健全育成の推進

子どもたちの健全育成のため『亀山っ子』市民宣言の具体化に向けて、関係団体とともに取り組みます。

### 『亀山っ子』市民宣言（平成20年5月）

近年、青少年の健全育成をめぐる多様な問題が噴出している中で、青少年育成関連団体36組織から構成される亀山市青少年育成市民会議が、江戸時代の亀山藩の藩校の教えをヒントにしながら、今、大人が市内の子どもにどのように育ててほしいか、また、理想とする「亀山市の子ども像」の実現に向けて、大人の行動指針となる「子ども像」を作り、それを以下の「6カ条」からなる『亀山っ子』市民宣言にまとめたものです。

1. 「おはよう」「ありがとう」のいえる子
2. きまりや交通ルールを守る子
3. 運動や読書に親しむ子
4. 力を合わせて仕事をする子
5. 人やものを大切にする子
6. 未来に夢を持ち続ける子

## 4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

### (1) 保育サービス等子育て支援サービスの充実

#### 現状と課題

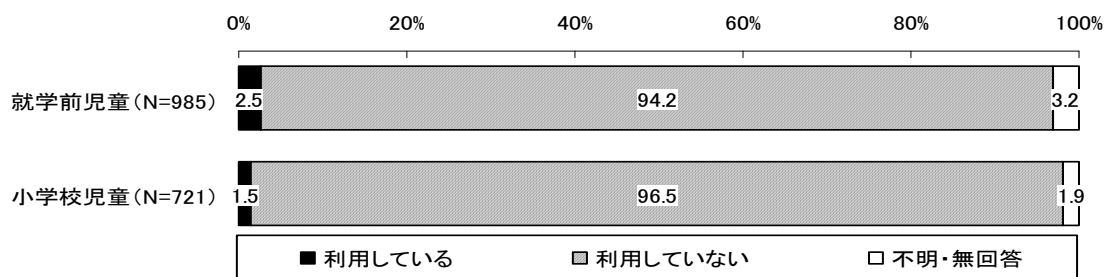
近年は、女性が出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっています。本市における0～5歳の人口推計では、平成24年度まで増加傾向が続いており、保育所入所希望児童数もここ数年増加しており、平成20年度から保育所の待機児童が見られる状況にあります。

また、長時間勤務、あるいは週3回程度のパート勤務など就労形態も多様化していることから、これに対応した多様な保育サービスが求められています。

今後は、通常保育の定員の拡大など、保育所の待機児童解消に取り組む必要があります。また、延長保育、一時預かり事業などの特別保育事業の充実を図るとともに、新たに特定保育事業や休日保育事業などの実施に向けて検討する必要があります。

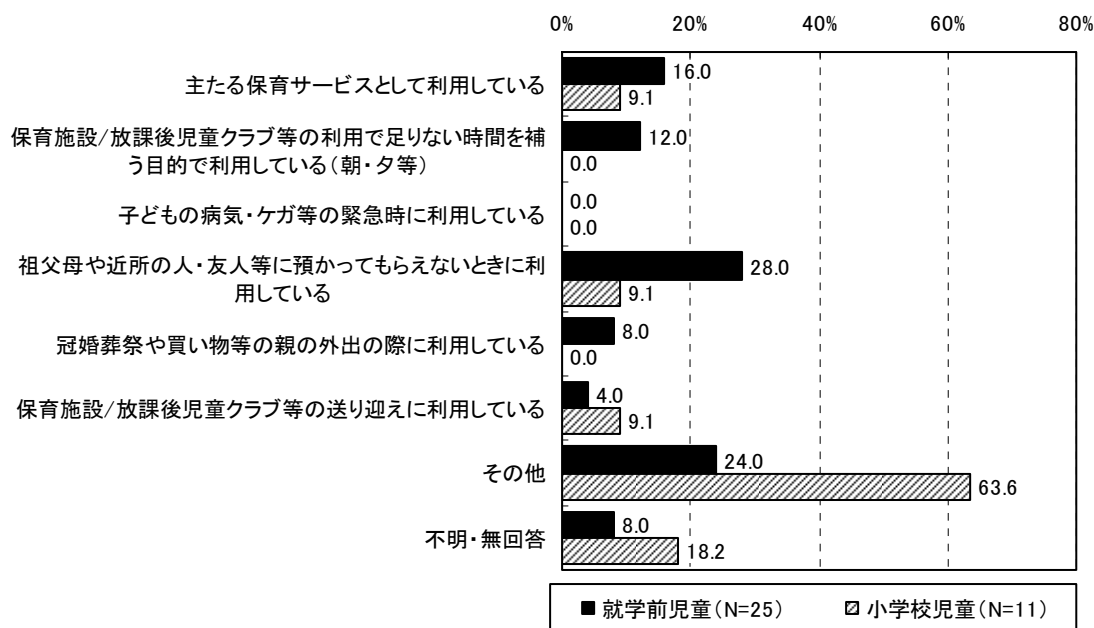
さらに、ファミリーサポートセンターなどの子育て支援サービスの周知を図り、その内容の充実に努めるなど、地域における子育て支援の輪を広げていく必要があります。

#### ■ファミリーサポートセンターの利用状況（単数回答）



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

## ■ファミリーサポートセンターの利用目的



資料：平成 21 年度亀山市次世代育成支援に関する二一ズ調査

学童保育所は、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、生活の場を与え適切な遊びを指導し、その健全な育成を図るためのものです。

現在、本市では 11 小学校区中 7 校区に学童保育所が設置されており、授業終了後と土曜日、さらに長期休暇（夏休み等）において保育が実施されています。

今後、共働き家庭やひとり親家庭がさらに増え、核家族化が一層進行する中で、学童保育に対する需要が増えることが予想されます。学童保育所を新たに設置する地域での取り組みに対して、引き続き支援を行う必要があります。

## ■学童保育所定員数及び利用児童数

	定員	合計	利用児童数（内訳）					
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
井田川小学校区	70	105	23	29	21	19	8	5
亀山東小学校区	40	29	12	8	5	2	2	0
関小学校区	35	28	12	6	6	0	4	0
野登小学校区	—	24	7	10	4	2	1	0
川崎小学校区	—	29	14	7	3	4	0	1
昼生小学校区	—	8	3	2	2	1	0	0
亀山西小学校区	—	19	6	4	2	7	0	0

※平成 21 年 4 月 1 日現在

資料：保健福祉部

## **施策の方向性**

### **■保育サービスの充実**

保育を必要とする全ての子どもが保育を受けることができるように、保育サービスの充実に取り組めます。

保育所の待機児童を解消するため定員増をはじめとした施策をすすめるとともに、一時預かり事業や延長保育・土曜保育の充実を図ります。

また、新たに特定保育事業と休日保育事業を実施します。病児・病後児保育事業については、広域的な視点も含めて実施に向けて取り組んでいきます。

さらに、保育所あり方検討委員会（仮称）を設置し、待機児童の解消を含めた保育所の配置・運営方法等保育所のあり方、また国の動向にも注目しながら認定こども園の実施や幼保一元化についても検討します。

### **■保育内容の充実**

自然や地域との関わりの中で、一人ひとりを大切にして、健康な心と身体、豊かな心情を育みます。

また、家庭や地域、小学校との連携を図るとともに、入所する子どもの保護者及び地域の子育て家庭に対する支援も行っていきます。

### **■障がい児保育の充実**

一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう保育を行います。さらに、家庭や専門機関との連携を密にし、障がい児保育の充実を図ります。

### **■保育士の資質向上**

保育ニーズの多様化に対応し、保育の質の向上を図るため、保育士一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めます。さらに、保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り、協働性を高めます。

また、保育の質の向上を図るため、保育所の自己評価・保育士の自己評価に取り組めます。

### **■ファミリーサポートセンター事業の推進**

安心して子育てができる環境整備を図るため、亀山市ファミリーサポートセンターを組織し、育児の支援を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（援助会員）を会員として登録し、育児に関する相互援助活動を支援します。

なお、緊急時の一時預かりや軽い病児・病後児預かりなどの緊急サポートネットワークも検討します。

### **■学童保育所の充実**

昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、学童保育所の充実を促進し、地域主体の運営組織づくりを支援します。

また、児童の健全な育成を図り、子どもたちの「生きる力」を培えるよう学童保育の質の向上に資するため、指導員やボランティアを対象とした研修の充実に努めます。

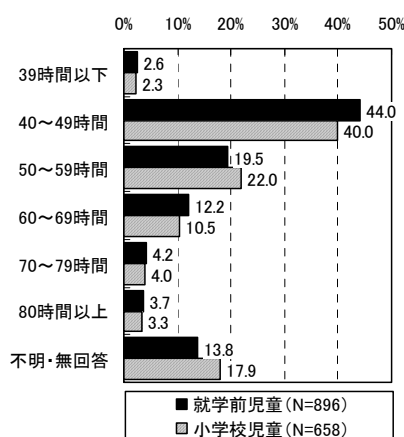
## (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 現状と課題

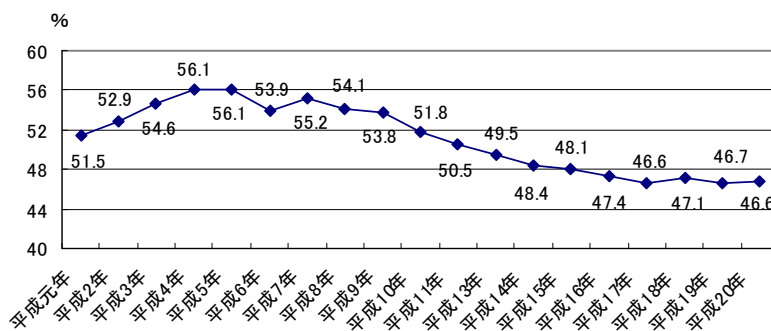
ニーズ調査によると、就学前児童の父親の20.1%、小学生児童の父親の17.8%が週60時間以上働いています。また、全国の労働者1人当たりの平均年次有給休暇の取得率は、近年、下降傾向が続いており、平成20年で46.6%となっています。

子育て世代の長時間労働を解消し、子どもと向き合う時間をとれるようにするとともに、子どもの病気など、生活上必要なときに休める職場環境づくりが必要です。

■父親の1週間あたりの就労時間



■全国の労働者1人平均年次有給休暇の取得率（企業規模30人以上）



資料：厚生労働省「就労条件総合調査」

資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

女性の就業率を年齢別にみると、30～34歳を谷とするM字カーブとなっており（13ページ、図12）、子育て世代で就業率が落ちていますが、ニーズ調査では母親の就労希望者は8割を超えています。

働き続けたい女性が、就労を継続できる環境を整えるとともに、出産後、再就職を希望する女性の就業機会を拡大するなど、多様な働き方が選択できる社会環境づくりが必要です。

子育て世代の仕事と生活のバランスがとれているかの意識について、「希望」と「現実」が一致している人の割合が少ないなど、保護者が望む仕事と生活のバランスは実現できておらず、社会全体として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組んでいくことが必要です。（18ページ参照）。

ワーク・ライフ・バランスの実現にとって、父親など男性がもっと子育てに関わることが不可欠とされています。子どもの成長における父親の存在や役割を再認識し、積極的な子育てへの参加が求められています。家庭における固定的役割分担意識をなくし、父親が積極的に家事・育児に参画することが当然であるという意識づくりを一層進めていくことが必要です。

本市においては、平成20年7月1日「亀山市男女が生き生き輝く条例」を施行し、条例の啓発事業、企業懇談会、男女共同参画学習資料中学生版の配布、各種審議会等への女性委員の登用促進（平成21年4月1日現在31.3%・平成23年度目標値40%）、男女共同参画に関する市民意識調査の実施等、様々な男女共同参画事業を推進しています。

## ワーク・ライフ・バランスの実現

平成 19 年 12 月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、そのなかで、少子化を解決する重要な鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決することにある」と確認されました。つまり、これから結婚、出産、育児をしようとする若い人たちが、「仕事か家庭か」で迷うのではなく、その両方をかなえることができるような社会環境の整備が必要であるということです。そのためには、女性だけでなく男性の仕事と生活の調和も必要であり、子育て中の人だけでなくすべての人が、仕事と生活の調和を目指す必要があるということが合意されました。そこで政府、労使、学識者などの合意のもとで「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられました。

### 一般事業主行動計画、特定事業主行動計画

従業員数が 301 人以上（平成 23 年 4 月 1 日以降は 101 人以上）の事業主は、国及び地方公共団体と連携し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のための取り組みを迅速かつ重点的に推進する必要があることから、職場環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられています。（ただし、従業員数が 300 人以下（平成 23 年 4 月 1 日以降は 100 人以下）の事業主は努力義務）。

また、国及び地方公共団体の機関（特定事業主）においても、職員を雇用する立場から、「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられています。

一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画は、次のような視点に立って策定されるべきものとされています。

- ①子育てをする労働者・職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ仕事と子育ての両立を図ることができるようにする、仕事と子育ての両立の推進という視点。
- ②業務内容や業務体制の見直し等を必要とすることから、企業または機関全体で取り組むという視点。
- ③労働者の勤務や子育てを取り巻く環境は様々であることから、企業・機関が実情を踏まえつつ効果的な取り組みを自主的に決定し、進めていくという視点。
- ④次世代育成支援対策の推進は、将来的な労働力の再生産や企業・機関のイメージアップ、優秀な人材の確保など具体的なメリットが期待できるという取り組みの効果という視点。
- ⑤次世代育成支援対策は、企業を含めた社会全体の様々な担い手の協働のもとに対策を進めるという、社会全体による支援の視点。
- ⑥労働者・職員は同時に地域社会の構成員であり、地域における子育て支援の取り組みに積極的に参加することが期待され、また、各企業・機関も期待されている役割を踏まえ取り組みを推進するという、地域における子育て支援の視点。

## **施策の方向性**

### **■働き方の見直しについての意識啓発**

育児や家庭介護を行う労働者が働き続けやすい環境を整えることが重要です。男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進を継続して行うことにより、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ります。

### **■父親の子育て参加の促進**

父親対象の育児教室や家庭教育学級の開催など、行政や子育てサークルなどが一体となって男性の育児参加の意識を高めていく事業を実施します。そして、子育て参加や社会参加を行う際には、なるべくスムーズな参加が図られるように、研修会の開催時刻や研修内容を工夫する配慮をしていきます。

### **■育児休業制度の周知・PR**

父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が延長される「パパ・ママ育休プラス」や、すべての父親の育児休業取得を可能とするなど、男女ともに子育てしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法が改正され、段階的に施行されます。

育児休業の取得促進について関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の周知・PRを行っていきます。

### **■一般事業主行動計画の推進**

次世代に向けた多様な労働条件の整備を実現するため、亀山市内の企業による行動計画の早期策定と、計画に沿った取り組みの推進を働きかけていきます。

### **■認定マーク取得の促進**

行動計画を策定した亀山市内の各企業に対して、計画に定めた目標の達成など、一定要件を満たすことで得られる認定が受けられるよう働きかけていきます。



## 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### (1) 子どもの遊び環境の整備

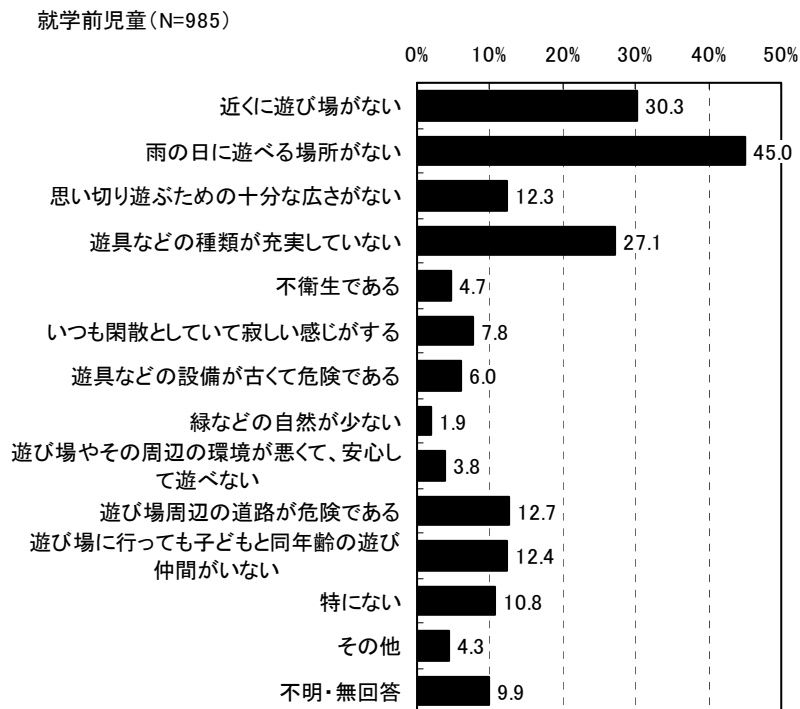
#### 現状と課題

子どもにとって身近な遊び場の確保は、健全な成長の場としても不可欠です。公園や緑地は、子どもの遊び場としてだけでなく、市民にとっても憩いの場、ふれあいの場、自然環境の保全と創出の場、歴史性や地域の特性を感じられる場として市民生活に欠かせないものであり、本市では特徴のある公園整備を計画的に進めています。

ニーズ調査の結果では、遊び場について日頃感じることとして、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く挙がっており、次いで「近くに遊び場がない」となっています。

子どもを育てる環境として、雨の日でも遊べる身近な遊び場の整備が求められており、公園整備のほかに既存施設の有効活用など、子どもたちが自由にのびのびと遊べる環境整備が必要となっています。

#### ■子どもの遊び場について感じていること



資料：平成21年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

#### 施策の方向性

##### ■遊び場の確保・整備

社会状況や市民のニーズに合わせて、既存公園施設の機能の充実を図り、子どもたちが安心して遊べる公園整備に努めます。

また、保育所・幼稚園の園庭開放を行い、在宅児の利用を図るとともに、小学校のグラウンドなど既存施設をより利用しやすくするため、管理・運営について検討します。

## (2) 子育てを支援する生活環境の整備

### 現状と課題

子どもが健やかに育つためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりのある生活空間が必要となります。それぞれの生活の場において、ストレスを感じずに子育てができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの確かな成長を約束するために、これからの私たちのまちづくりにおいて欠かせない視点となっています。

自宅においてはまず、余裕のある安全な住空間が確保される必要があります。それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくために、行政として優良な公的賃貸住宅の提供に努めるとともに、安心できる住宅情報を提供していきます。

また、本市には、通過交通の通行量が多い国道1号や名阪国道などが走り、幅員が狭く歩道が設置されていない道路も多数あります。事故の多発している交差点では、注意を促す看板の設置や着色したすべり止め舗装を行っています。しかし、歩道の整備には、地域住民からの用地提供等の協力が不可欠となっています。

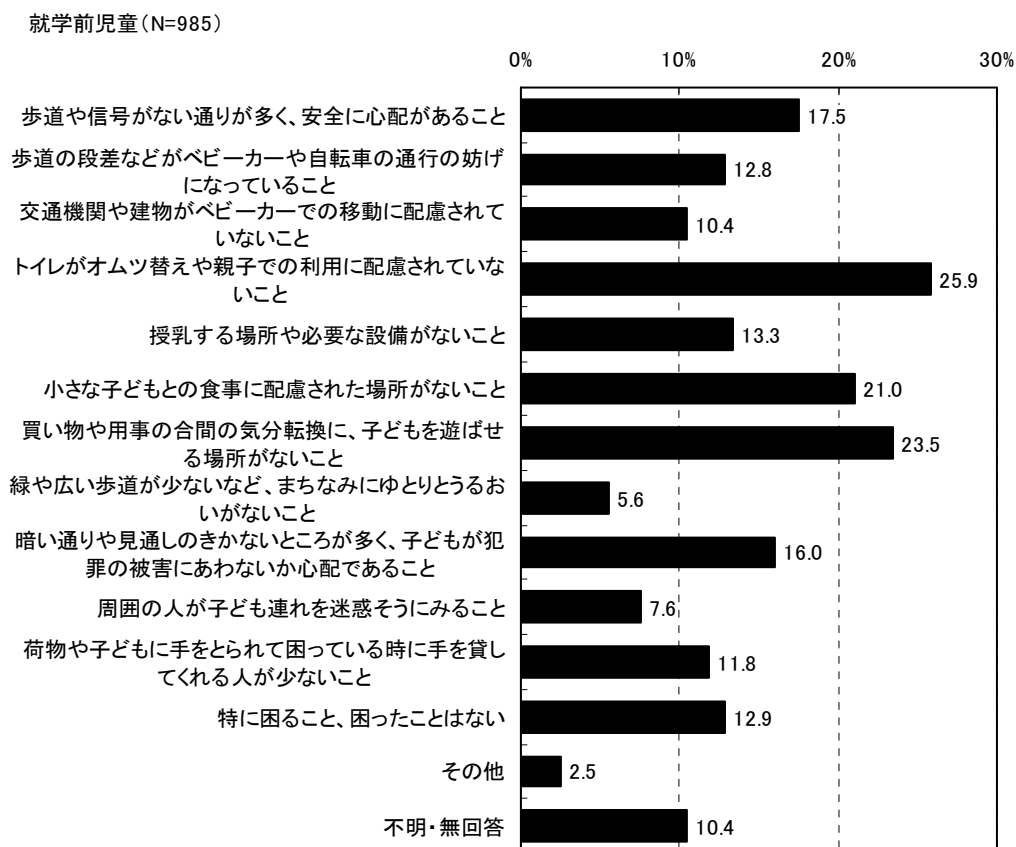
さらに、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化を進める必要があります。ニーズ調査結果においても、子どもとの外出の際、困ることとして「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が最も多く挙がっています。

本市の学校施設や公共施設においても、手すりやスロープ等のバリアフリー化は順次実施されています。しかし、古い公共施設については不十分な箇所が多く、該当児童がいない学校施設のバリアフリー化は後回しになる傾向があります。公共施設のトイレについても、障がい者用トイレの設置は進んでいますが、子育て世帯にやさしいトイレの整備は不十分となっています。

また、本市には、鈴鹿山系や鈴鹿川などの豊かな自然や、宿場町や城下町を中心とした歴史文化が色濃く残っており、自然や歴史・文化性を生かした都市景観を次世代に継承していくことが必要です。

一方、子どもの成長にとって有害な情報がまん延する場所に関しては、子どもたちが近寄れないような配慮が必要です。特に、メディアによってもたらされる性や暴力等の有害情報は、以前よりも比較的子どもたちの手の届きやすい範囲に存在するようになっています。本市の青少年総合支援センターでは、青少年に有害な広告物、有害図書・ビデオ等を発見し、その排除に努めています。しかし、子どもに対する有害環境の背景には、販売業者の営業活動と密接な関わりがあるため、いかに業者に対して、環境浄化に対する認識を持ってもらうかが課題となっています。

## ■子どもとの外出の際、困ること



資料：平成 21 年度亀山市次世代育成支援に関するニーズ調査

## 施策の方向性

### ■良質な居住環境の確保

子育て家庭が広くゆとりのある住宅を確保するために、公的賃貸住宅の提供と数の確保に努めるとともに、入居募集時に間取りを見せたり、ホームページに募集する住宅の平面図を掲載するなどの情報提供を実施していきます。

### ■シックハウス対策の充実

室内空気中化学物質による子どもへの健康被害（シックハウス症候群）を防ぐため、建築基準法に基づくシックハウス対策を実施していますが、学校、幼稚園、保育園等では、工事完了時点で、室内有害物質の濃度測定を行い、安全性を確認した上で建物の引渡しを受けています。

今後は、子どもの健康に与える環境リスクを明らかにするために環境省が実施を予定している「子どもの健康と環境に関する全国調査」を踏まえ、生活環境における化学物質などの測定に積極的に関わっていきます。

### ■安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、子どもの視点、子ども連れの親の視点を考慮して、引き続き道路交通環境の整備を行います。

歩道の整備については、地域住民との合意形成を図りながら、緊急性の高い箇所から整備します。また、歩道設置が困難な箇所についても、歩行者の安全に配慮した整備を行います。

さらに、国道や県道の歩道整備についても要望していきます。

### ■公共施設におけるバリアフリー化の推進

平成21年3月に「亀山市交通バリアフリー構想」を策定、同年6月には「亀山市交通バリアフリー構想実施計画」を策定し、亀山駅の周辺、亀山市役所および亀山公園の周辺、総合保健福祉センター「あいあい」・亀山市立医療センター周辺の3つの重点整備地区における生活関連施設等のバリアフリー化を図っています。

今後、交通バリアフリー構想及び交通バリアフリー構想実施計画に基づき、バリアフリー化の推進及び具体的な事業の計画的な実施、管理及び評価を着実に進めていきます。

### ■歴史的な町並み保存の推進

東海道の宿場町の面影を残す伝統的建造物群保存地区等の町並みを整備・保存し、子どもたちのまちへの愛着を育み、次代の子どもたちへ引き継いでいきます。

### ■子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、市や警察等だけでなく、市民一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

また、青少年総合支援センターを中心とした日常のパトロール活動を通じ、青少年の非行の助長や非行の誘因となる不健全な環境を常に把握し、青少年の健全育成に努めていきます。

### (3) 子ども等の安全の確保

#### 現状と課題

通過交通量が多い国道1号や名阪国道などが走る本市では、子どもにとっても、交通安全対策は必要不可欠となっています。現在、各小・中学校では、組織的に交通安全教育を推進していますが、子どもよりもむしろ大人の交通安全ルールをどのように徹底させるかが課題となっています。

また、最近、子どもが巻き込まれる重大犯罪が増加しており、本市においても声かけ事案等で被害にあった子どもも少なくありません。夜間になると、暗く人通りが少ない場所等において、犯罪が発生する不安を抱えた地域がまだ多数あるということが課題となっています。

防犯対策としては、防犯灯の設置や児童への防犯ブザーの配布、防犯意識を高める啓発活動等を実施しています。また、「セーフティコミュニティ・ヒューマンネットワーク亀山」を組織化し、管内で発生した児童・生徒等への被害について、関係機関が状況等の情報交換をしています。また、「かめやま安心めーる」により不審者情報等の提供を行い情報の共有化を図っています。

地域住民の協力による活動では、声かけやパトロール活動、子どもがいつでも駆け込める「子どもSOSの家」等が実施されています。

しかし、次第に地域の連帯感は薄れてきており、「地域の安全は地域で守っていく」という意識づけをいかに根づかせていくかが課題となっています。

そして万が一、実際に被害にあった子どもやその保護者・関係者に対しては、その後のサポートするようなバックアップのシステムをあらかじめ考えておくことが大切です。

防火対策としては、様々な啓発活動を実施しています。小学生を対象に防火ポスターを募集、優秀な作品をもとに防火ポスターを作成し、保育所・学校等の公共施設はもちろん、各事業所に配布し、防火意識の高揚に努めています。また、保育所や幼稚園では、防火ビデオや避難訓練等を実施し、小学生向けには防火パンフレット等を作成し配布していますが、何にでも興味を持ち始める幼少年時期に、火の大切さ・怖さ、火遊びの防止など、防火意識の根を育てることが今後とも重要な課題となっています。

#### 施策の方向性

##### ■交通安全教育の推進

交通安全教育は命に関わる教育であり、学んだ知識とともに実践力を身につけることが重要となります。そのため、学校教育においては、計画的な教育課程での実施をするとともに、組織的な指導の充実に向けて検討を進めます。さらに、交通安全教室や自転車の乗り方等、関係機関が連携して交通マナーの徹底を図ります。

##### ■大人の交通マナー向上の推進

車に乗る人のマナー向上に向けて、あらゆる場や機会を通して推進していきます。

### ■学校施設での安全管理の徹底

学校施設において、犯罪や災害等から子どもを守るために、対応マニュアルの作成や校内警備体制の整備等の安全管理を徹底するとともに、家庭や地域との連携を強化します。

### ■防犯体制の充実

子どもの安全や犯罪の防止など、健全な社会環境づくりを推進するために、関係団体や機関と連携し、広報活動の充実や市民参加による運動の展開など、防犯体制の普及に努めます。

### ■「子どもSOSの家」の整備・充実

「子どもSOSの家」の標示板の設置箇所を児童・生徒が把握できるようPRするとともに、設置先の状況の変化（空き家、日中在宅者がいない等）の確認を行い、設置箇所の拡大に努めます。

### ■犯罪を防止する環境づくり

夜間の安全性を高める防犯灯の設置支援、青少年総合支援センターによる昼間・夜間の青色回転灯をつけたパトロール車による巡回などにより、犯罪を防止する都市環境づくりを進めます。

### ■安全・安心なまちづくりに関する条例の整備

県の条例（犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例）に習い、新たな安全・安心なまちづくりに関する条例を整備していきます。

### ■被害にあった子どもの保護の推進

犯罪等の被害や心身に大きな影響を与える出来事と遭遇した子どもとその保護者、関係者に対しては対応チームを編成し緊急性を判断しながら被害からの迅速なケアを行い、その後の回復をサポートするようなシステムを考えておくことがバックアップとして大切です。

### ■火災予防思想の啓発促進

火災のない安全なまちづくりを促進するために、学校教育の一環や啓発物、イベント等を通じて、火災予防思想の啓発に努めます。

## 第2章 特定12事業の目標事業量

亀山市における子育て家庭を支援するための各種事業のうち、以下の12事業については、全国共通で目標設定をすべき事業項目とされています。これらの事業について、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して実施したニーズ調査の結果から「現在のニーズ量」及び「潜在的なニーズ量」を把握し、本市の児童数、供給基盤、財政状況等を踏まえて、以下の数値目標を設定します。

	事業名	単位	現状値（平成21年度）	目標値（平成26年度）
1	通常保育事業	設置か所数（か所）	13	13
		定員数（人）	925	970
		利用児童数（人）	1,010 ※	1,070
2	特定保育事業	設置か所数（か所）	未実施	2
3	延長保育事業	設置か所数（か所）	4	5
		利用児童数（人）	25 ※	30
4	夜間保育事業	設置か所数（か所）	未実施	今後5年間で検討
		利用児童数（人）		
5	トワイライトステイ事業	設置か所数（か所）	未実施	今後5年間で検討
		利用児童数（人）		
6	休日保育事業	設置か所数（か所）	未実施	1
		利用児童数（人）		120
7	病児・病後児保育事業	設置か所数（か所）	未実施	1
		日数（日）		180
8	放課後児童健全育成事業	設置か所数（か所）	7	11
		利用児童数（人）	242	280
9	地域子育て支援センター事業	設置か所数（か所）	4	5 （ひろば型：4） （センター型：1）
10	一時預かり事業	設置か所数（か所）	2	3
		利用児童数（人）	1,000 ※	1,600
11	ショートステイ事業	委託か所数（か所）	8	9
12	ファミリーサポートセンター事業	設置か所数（か所）	1	1

注：現状値は平成21年4月1日現在の実績を示します。ただし、※については平成21年度の見込みです。

---

## 第3章 計画の推進体制

---

次世代育成支援行動計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・学校・地域・企業・行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。よって、推進体制を以下のように整備し、計画の実行に努めます。

### 1 地域における推進体制について

地域社会は、子どもが日々充実した生活を営むための大切な場でもあることから、自治会、コミュニティをはじめ、青少年育成市民会議、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども会などの団体や保育所、幼稚園、学校、PTA、また、地域での子育てサークルやボランティアなどが相互に協力し、連携を図りながら、活動を推進していく体制づくりを促進します。

### 2 行政における推進体制について

多様化する子育て支援ニーズに対し、保健・福祉・教育の他、医療・労働・まちづくり等多岐にわたる施策を総合的に推進する必要があるため、関係機関部局間と調整・連携を図りながら総合的に推進します。

また、「子ども総合センター」を設置し、コーディネーターを配置して子ども支援の一元化を図ることで、横断的な支援体制の確保や児童福祉諸制度や医療施設などの社会資源の活用までを、総合的にアドバイスする専門職として機能させ支援体制の強化を図ります。

### 3 連携体制の整備について

子育てを地域全体で支援する体制づくりに向けて、総合保健福祉センター（あいあい）内に「子ども総合センター」を設置し、各機関との連携に努めます（35 ページ「子ども総合センター」のイメージ図参照）。

### 4 計画の進行管理について

本計画を推進するにあたっては、次世代育成支援計画策定に関する国の指針に基づき評価指標を設定し、点検・評価を行い、計画の成果を把握することが求められています。

市全体の行政経営システムの中で本計画が適切に推進できるよう、マネジメントサイクルの考え方に基づき、毎年度の進捗状況の把握と点検を行い、その評価のもとで、次年度以降の施策・事業を実施します。



資料編

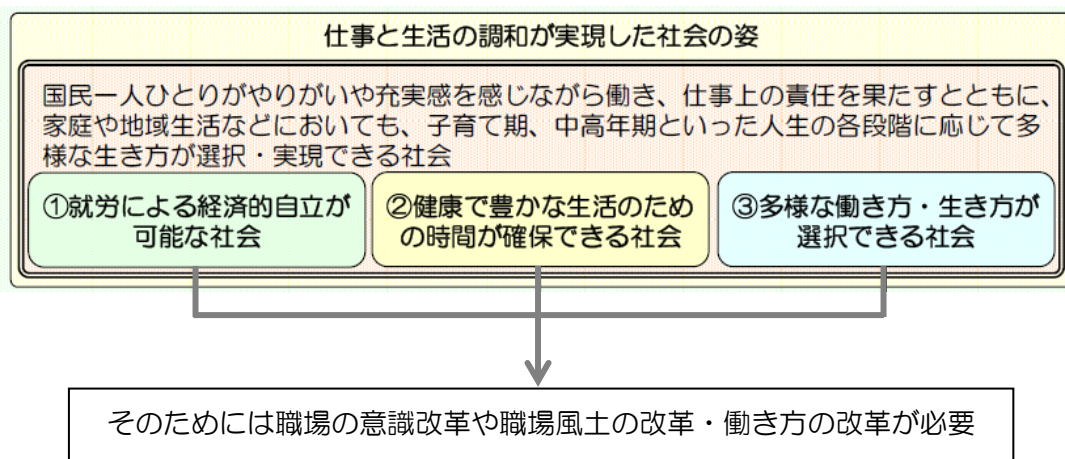
# 1 前期計画期間中の子どもと子育て家庭を取り巻く主な国の動き

年 月	内 容
平成18年6月	新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進
平成18年10月	「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を合わせ持った施設
平成19年度	「放課後こどもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの
平成19年12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 ①仕事と生活の調和②就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築、の2点を車の両輪として推進  「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和のための行動指針」 憲章：仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したものの行動指針：企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの
平成20年2月	新待機児童ゼロ作戦 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化する

## ■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

### ポイント1：仕事と生活の調和

少子高齢化、そして人口減少による労働力不足が本格化するなかで、若者や女性、高齢者等の能力を活かすためにも、希望するバランスで仕事・家庭の両立を図ることができる社会をつくりあげていく必要があります。



ポイント2：包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

包括的・体系的（様々な考え方に基づく次世代育成支援策の方策化・体系化）、普遍性（誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる）、連続性（育児休業から小学校就学前まで切れ目がない）を有した支援体制を構築していく必要があります。

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

## 2 特定 12 事業の用語解説

サービスの種類	内 容
通常保育事業	通常保育事業とは、保護者等が就労等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。
特定保育事業	特定保育事業とは、就学前児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時（週に2、3日程度または午前か午後のみなど）について、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時について保育所等において保育する事業です。
延長保育事業	延長保育とは、就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対応して、通常保育時間を延長して保育を行う事業です。
夜間保育事業	夜間保育とは、夜間、保護者の就労等により児童の面倒をみられない場合に、保育所において夜間に保育する事業です。
トワイライトステイ事業	トワイライトステイ事業とは、保護者の恒常的な残業などの理由で、児童（小学生）の生活指導等の面で困難となった場合に、児童福祉施設等で概ね6か月程度、午後6時から午後10時までの間、保護者に代わって児童の生活指導や食事を提供するなどの事業です。（主にひとり親世帯等を対象としています。）
休日保育事業	休日保育とは、日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒をみるできない子どもを保育所において保育する事業です。
病児・病後児保育	病児・病後児保育とは、病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業です。病院等に委託し、病児保育を専門に担当する看護師及び保育士を配置することで、保護者の子育ておよび仕事の両立を支援していく事業です。
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成をはかる事業です。
地域子育て支援拠点事業（ひろば型・センター型・児童館型）	地域子育て支援拠点事業（ひろば型・センター型・児童館型）とは、常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「ひろば型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する「児童館型」からなる事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
ショートステイ事業	ショートステイ事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター事業は、育児を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（援助会員）とが会員となって保育施設までの送迎や、買い物などで外出の際にお子さんを預かるなど、市民の方が互いに助け合う子育て支援事業です。

### 3 亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会委員名簿

	選出区分等	氏 名	職 名
1	学識経験者	谷 岡 経津子	四日市大学総合政策学部教授
2	医師	落 合 仁	落合小児科医院
3	児童福祉及び母子 保健関係者	山 門 幸 誠	三重県鈴鹿保健福祉事務所保健衛生室長
4		山 崎 留美子	亀山市主任児童委員代表
5		中 山 照 子	市ファミリーサポートセンター代表
6		佐 熊 秀 樹	亀山市学童保育所連絡会代表
7		伊 藤 登美子	亀山市立川崎南保育園長
8		櫻 井 知 子	亀山市立亀山東幼稚園長
9		井 上 恭 司	亀山市立川崎小学校長
10		園 田 寿美恵	亀山市子育ての会会長
11	企業関係者	長 田 幸 夫	亀山商工会議所会頭
12		沢 井 禎 浩	連合三重亀山地域協議会議長
13	その他	広 森 勲	亀山市地区コミュニティ連絡協議会長
14		小 河 明 邦	亀山市自治会連合会副会長
15		北 橋 美 保	保育所保護者代表
16		落 合 紀 行	幼稚園保護者代表
17		一 見 政 幸	亀山市PTA連合会長
18	行政関係者	古 川 鉄 也	企画政策部長
19		水 野 義 弘	教育委員会教育次長
20		広 森 繁	保健福祉部長

(順不同、敬称略)

#### 4 亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会要綱

平成21年6月30日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく亀山市次世代育成支援行動計画(以下「計画」という。)の策定について、地域における子育ての支援等に対する意見を広く求めた上で必要な検討を行うため、亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 亀山医師会に属する医師
- (3) 児童福祉及び母子保健の関係者
- (4) 企業関係者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、その補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、委員会から指示された事項について調査研究し、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

3 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。